

DISCLOSURE 2022

ディスクロージャー誌2022

高知銀行の現況

皆さまには、日頃より私ども高知銀行への温かいご支援、お引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

このたび、当行に対するご理解をより一層深めていただきたく、2022年3月期のディスクロージャー誌2022「高知銀行の現況」を作成いたしました。ご高覧いただければ幸いです。

地域経済は、生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展などを背景とした経済規模の縮小等の課題を内包するなか、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化しており、回復に向けた懸命の努力を通じて人々の価値観や社会活動は変容、刷新されてきております。

当行は、これらの経営環境に適応して、地域経済の回復をサポートするとともに、それを永続的なものとするために経営基盤をより強固なものとしていく必要があると認識しております。

こうした考えのもと、目指す姿として「地域の価値向上に貢献する金融インフラ」を掲げた中期経営計画「こうぎん新創造 第Ⅱ期：進化」の実現に向けて、役職員が一丸となって取り組んでおります。

さらに、SDGsの達成に向けた様々な活動を通じて共通価値を育み、地域の皆さまを起点とした協働により、地域社会や地域経済の持続的な発展に貢献してまいりたいと考えております。

今後とも変わらぬご愛顧とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2022年7月



取締役会長 **森下勝彦**



取締役頭取 **海治勝彦**

PROFILE

(2022年3月31日現在)

名 称	株式会社 高知銀行 THE BANK OF KOCHI, LTD.	
本 店 所 在 地	高知市堺町2番24号	
創 立	1930年（昭和5年）1月	
預 金 等	1兆225億円	
貸 出 金	7,538億円	
資 本 金	195億44百万円	
自 己 資 本 比 率	9.54%（国内基準）	
職 員 数	755名	
店 舗 数	本支店 （インターネット専用支店 （ランチ・イン・ランチ方式 による店舗統合後の営業拠点	72店舗 1店舗 64店舗



本店

熱意

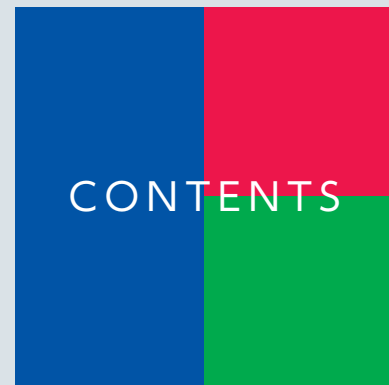
高知銀行は、限りない熱意をもって、地域の発展と暮らしの向上に貢献します。

調和

高知銀行は、調和のとれた経営をもって、お客さまの信頼に応えます。

誠実

高知銀行は、創意と誠実をもって、お客さまに奉仕します。



決算の概要	2
中期経営計画	4
こうぎんSDGs宣言	6
トピックス	7
中小企業の経営支援に関する取り組み	10
コーポレート・ガバナンスの状況	19
法令等遵守（コンプライアンス）体制	22
リスク管理の状況	23
金融再生法開示債権及びリスク管理債権の 状況	28
主な業績の推移	29

業務等のご案内

業務のご案内	32
ネットワーク	33

組織の概要

組織図	35
役員・株式の状況	36
沿革	37
高知銀行グループ	38

決算の概要

当行は、長引くコロナ禍においても、地域経済の活性化をサポートする活動を展開しております。新しい様式の社会において、経済活動が戻りつつあることから、譲渡性預金を含む預金等の期末残高は、前期末比278億円減少して1兆225億円(2.64%減)となりました。一方、貸出金は長期化するコロナ禍において、金融仲介機能を発揮して地域中小企業の資金繰り支援に真摯に取り組んでまいりました結果、期末残高は、前期末比36億円増加して7,538億円(0.48%増)となりました。

また、有価証券は、前期末比40億円減少して3,035億円(1.33%減)となりました。

損益面では、経常利益は前期比6億58百万円増加して20億50百万円(47.28%増)、当期純利益は同7億42百万円増加して15億34百万円(93.76%増)となりました。

5年間の主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

決算年月	2018年3月期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2019年3月期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	2020年3月期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	2021年3月期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	2022年3月期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
経常収益	18,123	17,311	17,470	18,074	16,385
経常利益	2,695	1,719	2,324	1,391	2,050
当期純利益	1,648	900	1,258	792	1,534
資本金	19,544	19,544	19,544	19,544	19,544
発行済株式総数(千株)	普通株式 10,244 第1種優先株式 7,500	普通株式 10,244 第1種優先株式 7,500	普通株式 10,244 第1種優先株式 7,500	普通株式 10,244 第1種優先株式 7,500	普通株式 10,244 第1種優先株式 7,500
純資産額	69,149	68,786	64,799	70,290	69,113
総資産額	1,103,805	1,085,214	1,112,553	1,233,881	1,200,814
預金残高	920,766	902,030	920,654	1,008,684	1,002,587
貸出金残高	695,143	698,420	714,678	750,220	753,831
有価証券残高	314,468	304,272	299,751	307,672	303,572
1株当たり純資産額(円)	5,337.65	5,302.38	4,908.65	5,451.74	5,341.76
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)(円)	普通株式 16.00 (1.00) 第1種優先株式 15.718 (0.982)	普通株式 25.00 (10.00) 第1種優先株式 24.720 (9.888)	普通株式 25.00 (10.00) 第1種優先株式 24.720 (9.888)	普通株式 25.00 (10.00) 第1種優先株式 24.920 (9.968)	普通株式 25.00 (10.00) 第1種優先株式 25.120 (10.048)
1株当たり当期純利益(円)	144.49	70.72	106.07	59.83	133.09
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	75.46	35.95	43.31	25.57	52.80
自己資本比率(国内基準)(%)	9.65	9.60	9.25	9.43	9.54
自己資本利益率(%)	2.41	1.30	1.88	1.17	2.20
株価収益率(倍)	9.01	11.45	5.97	14.20	5.68
配当性向(%)	17.30	35.35	23.56	41.78	18.78
従業員数(人)	852	825	797	767	733

(注) 1. 2022年3月期中間配当についての取締役会決議は2021年11月10日に行いました。
2. 2017年10月1日付で普通株式および第1種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。「1株当たり純資産額」「1株当たり当期純利益」および「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は、2018年3月期の期首に当該株式併合が実施されたと仮定して算出しております。
3. 2017年10月1日付で普通株式および第1種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。2018年3月期の普通株式の1株当たり配当額16.00円は、中間配当額1.00円と期末配当額15.00円の合計となり、中間配当額1.00円は株式併合前の配当額、期末配当額15.00円は株式併合後の配当額となります。また、2018年3月期の第1種優先株式の1株当たり配当額15.718円は、中間配当額0.982円と期末配当額14.736円の合計となり、中間配当額0.982円は株式併合前の配当額、期末配当額14.736円は株式併合後の配当額となります。

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円)

	2021年3月末	2022年3月末
自己資本比率	9.43%	9.54%
自己資本(コア資本)	63,257	64,216
コア資本に係る基礎項目	63,447	64,570
コア資本に係る調整項目(△)	189	353
リスク・アセット等	670,495	672,558

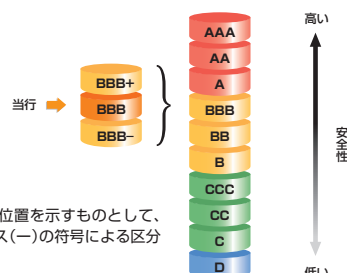
(注) 自己資本比率は銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は、国内基準を適用しております。

格付

2022年3月31日現在

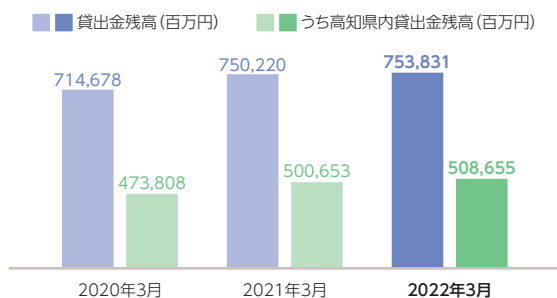
高知銀行は、株式会社日本格付研究所(JCR)から長期優先債務格付けで「BBB」(トリプルB)の格付けを取得しております。

※ 格付けは、利害関係のない格付け機関が企業の財務内容等を客観的に評価し、分かりやすく記号で表したものです。
※ AAからBまでの格付記号には同一等級内での相対的位置を示すものとして、プラス(+)もしくはマイナス(-)の符号による区分があります。



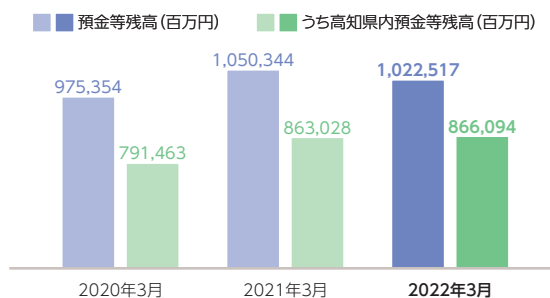
貸出金

貸出金残高は、「各種サービス業」「金融業、保険業」「電気・ガス・熱供給・水道業」が減少しましたが、「不動産業、物品賃貸業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「地方公共団体」が増加したことから、前期末比36億円増加して7,538億円となりました。



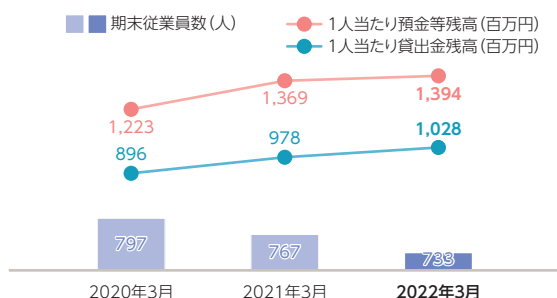
預金等(譲渡性預金含む)

預金等残高は、「個人預金」が増加しましたが、「法人預金」「公金預金」等が減少したことから、前期末比278億円減少して1兆225億円となりました。



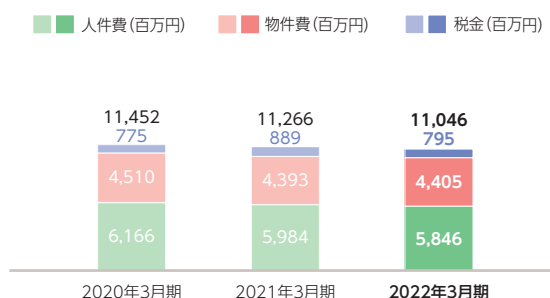
従業員1人当たり効率

営業部門への人的資源の投入と併せ、営業態勢を再構築するなど、営業効率の向上に取り組んでおります。期末従業員数(嘱託および臨時従業員を含んでおりません)は、前期末比34人減少して733人となりました。この結果、従業員1人当たりの預金等残高は13億94百万円、貸出金残高は10億28百万円となりました。



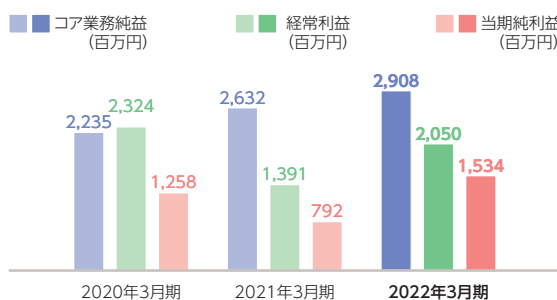
経費

物件費の削減等に取り組み、経費全体では前期比2億19百万円減少して110億46百万円となりました。



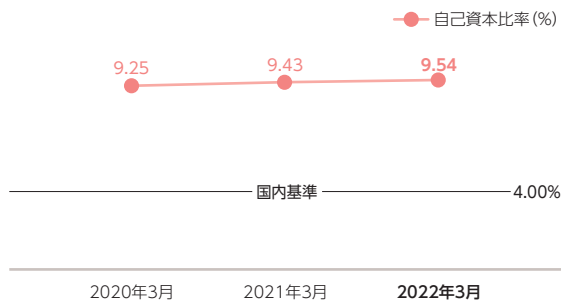
コア業務純益・経常利益・当期純利益

地域に密着した営業活動を展開し、業績の向上と経営体質改善強化に努めた結果、コア業務純益は29億8百万円、経常利益は20億50百万円、当期純利益は15億34百万円となりました。



自己資本比率

経営の健全性の重要な指標とされる自己資本比率は、前期末比0.11ポイント上昇して9.54%となりました。



●コア業務純益

コア業務純益とは、資金の運用収支、手数料等の収支、外国為替や債券等の売買の損益等の利益から債券に係る損益と経費を差し引いて算出される利益で「銀行の本業での業績を表す指標」といわれております。

中期経営計画「こうぎん新創造 第Ⅱ期：進化」

目指す姿

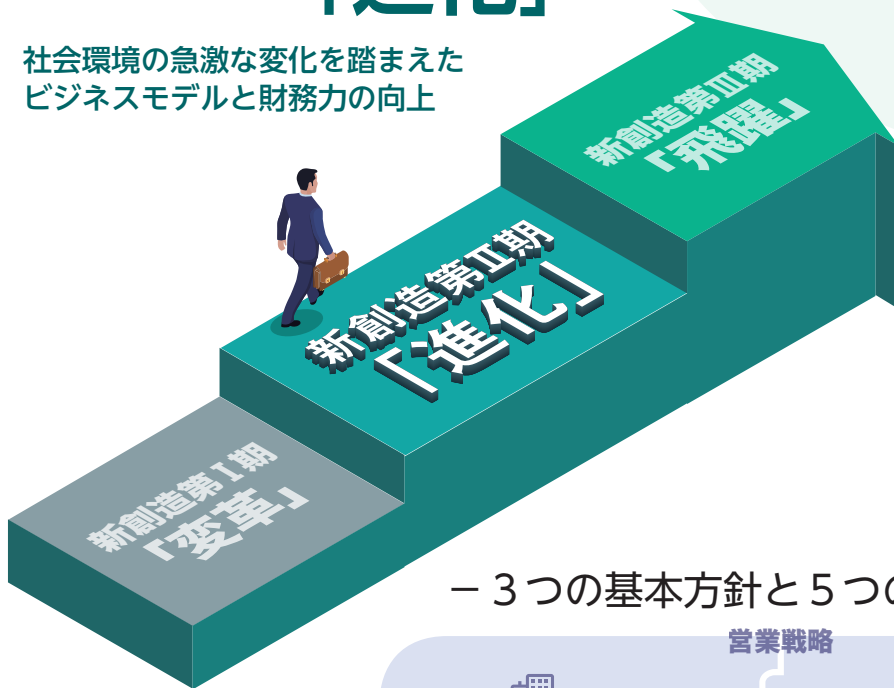
地域の価値向上に貢献する金融インフラ

- 地域密着型金融を深化させ、付加価値の高い金融サービスを提供することで、お客さまの価値向上をサポートする。
- 地域全体の価値向上を提案し、その活動を支援する金融インフラとなる。

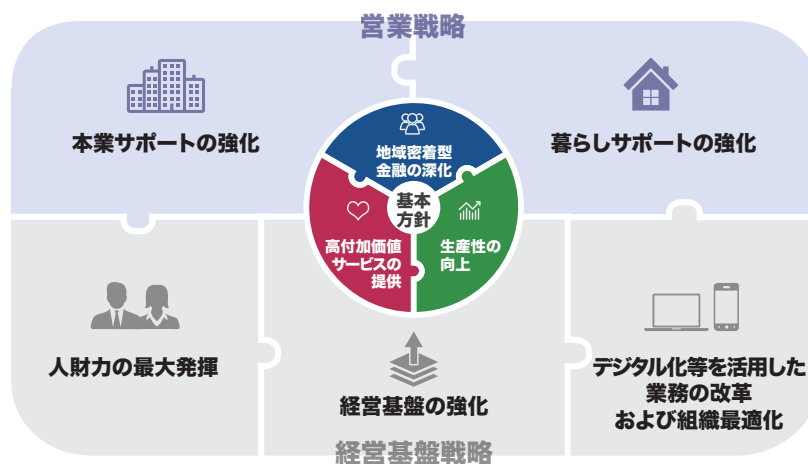
2021-2023年度

中期経営計画「進化」

社会環境の急激な変化を踏まえた
ビジネスモデルと財務力の向上



－ 3つの基本方針と5つの基本戦略－



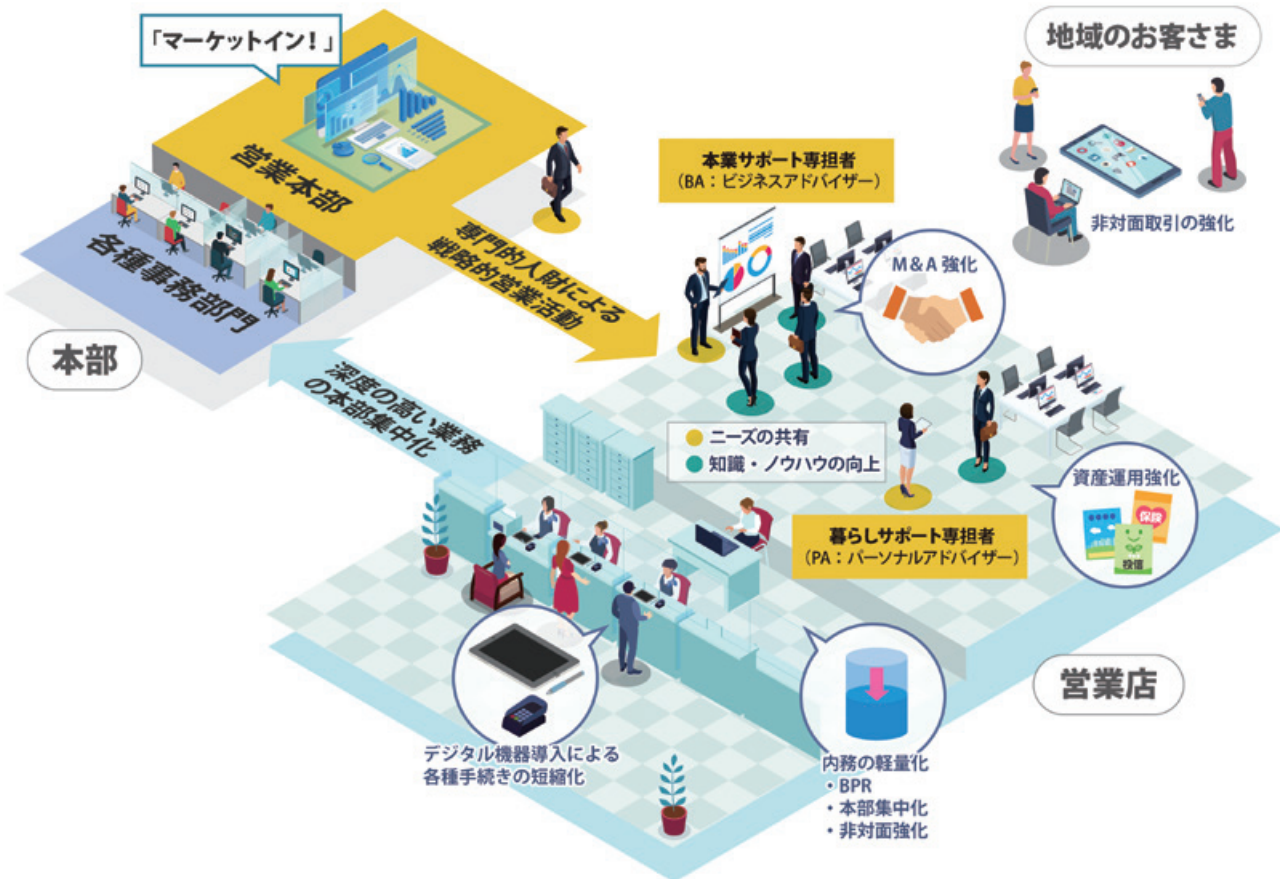
中期経営計画の目標と実績 (単体ベース)	2022/3期		2023/3期	2024/3期
	計画	実績	計画	計画
コア業務純益 (*1)	2,137百万円	2,908百万円	2,390百万円	2,664百万円
業務粗利益経費率 (*2)	71.04%	67.40%	70.78%	70.02%
当期純利益	10億円	15億円	12億円	13億円
自己資本比率	8.9%程度	9.54%	8.9%程度	8.7%程度
中小規模事業者等向け貸出残高	4,570億円	4,614億円	4,575億円	4,580億円
経営改善支援等の取組比率	5.99%	7.95%	6.14%	6.40%

(注) (*1) コア業務純益 (業務純益+一般貸倒引当金繰入額-国債等債券関係損益)

(*2) 業務粗利益経費率 ((経費-機械化関連費用) ÷ 業務粗利益)

「営業戦略」と「経営基盤戦略」のイメージ

目指す姿「地域の価値向上に貢献する金融インフラ」の実現に向け、基本方針に基づく従来からの施策を「進化」させ、新たに策定した「営業戦略」と、その効果を最大限に引き出していくための「経営基盤戦略」に取り組んでまいります。



株式会社高知銀行《こうぎん》は、SDGsの達成に貢献するため、以下の活動を通じて共通価値を育み、地域の持続可能性を高めていくことを宣言いたします。



こうぎんSDGs宣言に係る取り組みの状況

(2022年5月現在)



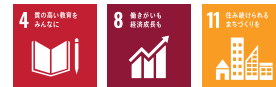
地域が享受する自然の恵みを守るとともに、農林水産業をはじめとするさまざまな産業の活性化に努めます。



土佐町とのSDGs推進に関する包括連携協定締結、合同勉強会開催
 農林水産支援室や経営アドバイザーによる支援活動
 ビジネスアドバイザーによる創業や事業承継、本業サポートの強化
 「こうぎんSDGs経営支援サービス」による、お取引先のSDGs貢献支援
 地域のブランディング活動支援



コンサルティング機能を強化し、豊かな暮らしの持続やさらなる発展に向け汗を流します。



パーソナルアドバイザーによる暮らしサポートの強化
 学生への金融経済セミナー等、金融リテラシーの向上に資する対話の促進
 地域交流活性化イベントの実施（南支店、こどもサッカー教室、こども金融科学教室など）
 高知県と地域見守り活動に関する協定を締結
 非常用食料の寄贈などフードドライブ活動を支援
 移動金融車を活用した金融サービス網の維持
 自治体新電力、環境関連事業、防災関連事業への融資
 「こうぎんSDGs 応援私募債」の引受および発行に伴う寄付・寄贈
 福祉活動・公益事業等支援につながる商品導入（「こうぎんSDGs応援私募債」SDGs応援定期）



環境に配慮した活動を推進するとともに、環境保全につながる皆さまの取り組みをサポートします。



EV・ハイブリッド車やWeb会議システムの活用による脱炭素化
 生態系保全等、環境配慮型事業の促進に向けたビジネスマッチング
 RPAを活用した省エネ化
 モバイルPCを活用したペーパーレス口座開設サービスの開始
 環境配慮型商品・サービスの拡充
 地域清掃活動（お遍路ウォーキング、はりまや橋周辺の清掃等）
 環境再生に向けた四万十川流域の科学的調査に協力



多種多様なステークホルダーと協働することによって、健全な経営を実現します。



女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を実践（えるぼし認定等）
 働きがいのある職場づくり（健康経営優良法人・健康経営宣言・プラチナくるみん等）
 多様な見識を持つ社外役員の新規登用および独立性の確保
 取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置
 グループガバナンスの強化（事業開発委員会の設置等）
 DX戦略の推進に向けたデジタル営業部の新設
 一般財団法人高銀地域経済振興財団による学術研究等への助成金贈呈
 大学発ベンチャー企業を応援する「高知県発ベンチャー投資事業有限責任組合」へ出資

土佐町とSDGs推進に関する協定を締結

当行は、土佐町と「SDGs推進に関する包括連携協定」を2021年8月16日に締結いたしました。

土佐町は、「SDGsと住民幸福度に基づく“誰ひとり取り残されない”持続可能なまちづくり」の実現を目指して取り組まれておりますが、当行の「こうぎんSDGs宣言」に掲げた取り組みと共通する部分もあり、相互に連携していくことで、地域の持続可能性を高めていく取り組みをさらに強化してまいります。



SDGs合同勉強会を開催

当行は、SDGsの考え方を地域の活性化に活かし、地方創生を実現する方法について参加者全員で対話し、考えることを目的とした《カードゲーム「SDGs de 地方創生」》を、2021年12月18日に土佐町役場で開催いたしました。

地域の事業者や土佐町役場の職員にもご参加いただき、少子高齢化が進む地方で「20年後も豊かに過ごせるまちとなるのか」をテーマにお互いの目線から考察していただきました。



高校生による交流研修を開催

当行は、高知県中山間地域の課題を農林業の視点から考え、課題や魅力を共有するとともに、新たなアイデアや気づきを得ることを目的とした高知県内外の高校生による交流研修を、2021年10月30日から31日の2日間にわたり土佐町において開催いたしました。

この研修では、高知県立嶺北高等学校および京都府立北桑田高等学校の生徒数名と、土佐町や地域おこし協力隊等にご参加いただき、山林の現地視察等も交えながら高校生の目線から考察していただきました。



こうぎんSDGs応援定期「未来」

当行は、地域のSDGsに貢献するための新商品「こうぎんSDGs応援定期『未来』」を2021年10月1日から発売しております。

本商品は、毎年3月末時点の同定期預金の残高に対して0.01%相当額(最大100万円)を、高知県等が取り組んでいるSDGsの活動に当行が寄付いたします。なお、お客さまのご負担はありません。

2022年4月28日には、地域の福祉活動に役立てていただくため、社会福祉法人高知市社会福祉協議会に寄付金約39万円を贈呈いたしました。



こうぎんSDGs応援私募債

当行は、SDGsの達成に向けた社会貢献活動の一環として「こうぎんSDGs応援私募債」を2021年7月30日から取り扱っております。

この私募債は、当行が、私募債を発行されるお客さまから受け取る手数料の一部を拠出して、地方公共団体、医療機関、介護・福祉施設や地域の学校等に寄付、または物品の寄贈を行うことが特徴で、その対象先は発行企業さまが選択することも可能です。



発行企業：株式会社マイ様
愛媛県立新居浜特別支援学校にミシンを贈呈



発行企業：ミタニ建設工業株式会社様
宗教法人朝倉神社に寄付金を贈呈

中小企業をサポート



当行は、お取引先企業の様々なニーズにお応えしていくため、外部機関との連携による各種セミナーや相談会を開催しております。



雇用・労働分野関係助成セミナー
高知労働局と共催(2021年7月27日)



会社の「バトンタッチ」の進め方セミナー
一般社団法人ビジネスサポートこうち(B S K)と共催(2021年7月21日)



コロナ時代を生き抜くインボイス対策セミナー
B S K と共催(2021年11月17日、2022年3月16日)

「高知の魅力発信プロジェクト」を主催



当行は、地域事業者の皆さまを対象とした「高知の魅力発信プロジェクト」事業を企画して、販路開拓支援を行っております。

同プロジェクトは、販路開拓の専門家によるマーケティングセミナーの開催や個別商品のブラッシュアップをサポートするとともに、商談会や首都圏でのテスト販売会などを通して市場のニーズをつかみ、販路開拓につなげていくことを目的としており、2021年4月から約半年間にわたって実施いたしました。

参加事業者さまの強みを活かした商品開発やパッケージデザイン、提案資料の作成、営業力の向上支援等に関するサポートを通じて、企業価値の向上につながる本業支援に取り組んでおります。



高知県との地域見守り活動



当行は、高知県および高知県民生委員児童委員協議会連合会と「高知県における地域の見守り活動に関する協定」を2021年11月30日に締結いたしました。この協定は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、支援が必要と思われる世帯や子どもの安全・安心のための見守り活動の推進を目指しております。

当行はこれからも、日常の営業活動において、高齢者や子どもたち等の支援が必要と思われる方の見守り活動に取り組んでまいります。



学生のための金融経済セミナーを開催



当行は、高校生や大学生を対象とした「学生のための金融経済セミナー」を、2021年8月3日と2022年3月29日に開催いたしました。「成年年齢引き下げで今知っておいてほしいこと」をテーマに外部講師を招き、「契約」の仕組みや留意点、金融トラブルの対応策等について解説いたしました。



非常用食料を寄贈

当行は、災害対策用備蓄品の更新にあたり、備蓄していた非常用食料を、社会貢献活動の一環として、社会福祉法人高知県社会福祉協議会に寄贈いたしました。

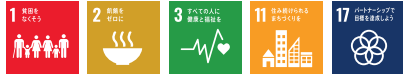
同協議会は、支援を必要としている個人や施設、団体等に無償で食品を提供する「フードドライブ」の活動を実施されております。



レトルトパウチ食品2種類、合計2,156食
(2021年9月28日)



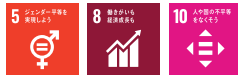
サバイバルパン3種類、3,080箱 ミレービスケット3,381缶 (2022年2月3日)



働きがいのある職場づくりへの取り組み

高知県内企業で初めて「プラチナくるみん」の認定を取得

当行は、2007年に、高知労働局より「次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主」の認定を受け、高知県内企業として初の「くるみん認定」を受けて以来4期連続して同認定を受け、2017年にはより高い水準の取り組みを行った企業として「プラチナくるみん」の認定を受けております。



これまでの取り組み	認定時期
第1期目 育児関連の充実や有給休暇の取得促進	2007年8月 (高知県第1号認定)
第2期目 ワークライフバランスへの取り組み	2010年11月
第3期目 「こども金融・科学教室」や「こどもサッカー教室」「インターンシップ」の開催等、地域貢献活動への取り組み	2012年10月 (3期連続認定は四国初)
第4期目 育児関連制度の充実や育児休業等取得に向けた取り組み	2015年3月 (4期連続認定は中四国初)
第5期目 「キャリアリターン制度」の導入や[e-ラーニングシステム]による職場を離れた育児休業者に対して円滑な職場復帰を支援する取り組み	2017年6月 (「プラチナくるみん」認定は高知県初)

高知県内企業で初めて「えるぼし」の認定を取得

当行は、2017年に、高知労働局より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定を受け、認定マーク「えるぼし」を取得いたしました。なお、同認定5項目のすべてを満たしていたことから、「えるぼし」の最高位での認定となっております。

また、女性活躍推進に優れた企業として、2021年に3期連続して「なでしこ銘柄」に選定されました。



健康経営を推進

当行は、職員およびその家族の健康が、地域社会の発展と当行の成長に欠かせないことから「健康経営宣言」を制定し、持続的な成長の実現と良質な金融サービスの提供を通じて、健康で活気に溢れた地域づくりに貢献してまいります。

健康経営優良法人2022

当行は、経済産業省および日本健康会議が実施する「健康経営優良法人認定制度」において、2022年3月9日に「健康経営優良法人2022(大規模法人部門)」に認定されました。同認定は4期連続となります。



スポーツエールカンパニー

当行は、スポーツ庁が実施する従業員の健康増進のためにスポーツの実施や健康管理に向け積極的な取り組みを行っている企業の認定制度である「スポーツエールカンパニー2022」の認定を2022年1月26日に受けました。同認定は3期連続となります。

中小企業の経営支援に関する取組方針



基本方針

当行は、地域の雇用を支え多様な技術等の担い手として地域にとって重要な存在である中小・零細企業等の健全な発展に向け、深度ある対話を重ねて将来の展望を共有し、当行の金融を含むあらゆるソリューションを提供してきめ細かな本業サポートに努めることを重点方針とし、地域の金融インフラとして「持続的な地域貢献」を果たしてまいります。

課題と施策

地域経済は、少子高齢化の進展をはじめとした中長期的な課題に加え、ポストコロナという急速かつ不可逆的な価値観の変化が生じており、こうした変化への対応をサポートするため、以下の3つの取り組みを重点課題として位置づけ、対応すべき時間軸に応じた視点に立って組織全体として継続的に推進することで地域経済の活性化につなげ、サステナブル社会の実現に貢献してまいります。

〔3つの重点課題〕

①お取引先に対する伴走型の本業サポート

地域に密着した業務展開によって築いてきた、お取引先との親密な信頼関係を維持・強化し、経営の課題や将来像を共有いたします。

また、外部専門家や外部機関等とも協働して、お取引先のライフステージや事業の持続可能性等を適切かつ慎重に見極めたうえで、最適なソリューション（金融支援および本業支援）を提供し、お取引先の主体的な取り組みをサポートいたします。

さらに、ソリューションの実行後においても伴走し、モニタリングを継続することでお取引先の成長・発展・改善を支えてまいります。

②地域の面的再生への積極的な参画

きめ細かなコンサルティングや事業性の目利き能力向上に向けた人財育成に努め、地域の様々な情報を収集・分析しながら、地方公共団体等とも連携して地域の面的再生において積極的な役割を果たしてまいります。

③地域やお取引先に対する積極的な情報発信

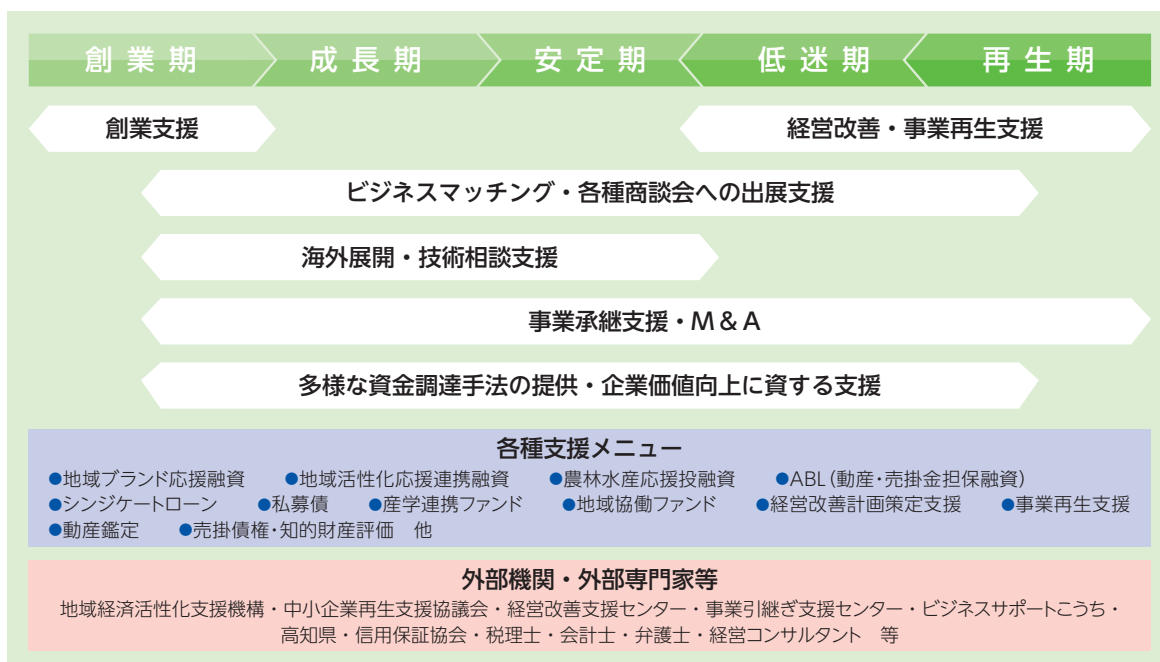
当行の地域密着型金融に対する取組状況や成果は、積極的に分かりやすい形で情報発信し、地域やお取引先からの信頼の向上に努めてまいります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況



行内体制

地域連携ビジネスサポート部が主体となって、コンサルティング機能を発揮した地域との連携の更なる強化を図っており、営業店や中小企業再生支援協議会等と緊密に連携し、お取引先の経営改善支援活動を行っております。



経営改善支援活動

営業店は、経営改善支援取組先への定期的な面談を行っているほか、お取引先の実態把握や経営改善に向けた進捗状況をモニタリングしております。また、地域連携ビジネスサポート部は、「軒先顧客管理システム」を活用して営業店のモニタリングや指導を行うとともに、お取引先への帯同訪問を実施するなど、本部と営業店が一体となってお取引先の経営改善を支援しております。

お取引先との十分なリレーションを築きながら、様々な情報の提供や、「こうぎん・ビビッド・ファンド*1」等を活用した資金供給の円滑化を図っているほか、外部機関と連携した支援活動にも取り組んでおります。

外部機関との連携

事業再生支援にあたっては、中小企業再生支援協議会や株式会社地域経済活性化支援機構、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の外部専門家や外部機関、他の金融機関、信用保証協会、中小企業関係団体、国、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」との連携も強化しております。

また、株式会社地域経済活性化支援機構と「特定専門家派遣」に関する契約を締結しており、より実効性の高い経営改善や事業再生支援活動を行える体制としております。

*1 こうぎん・ビビッド・ファンド

地域の成長分野に取り組むお客さまに対する当行独自の融資ファンド

対象分野：研究開発、環境・エネルギー事業、医療・介護・健康関連・保育・育児事業、高齢者向け事業、観光事業、農林水産業・農商工連携事業、防災対策事業、食料品加工・製造関連事業、起業・事業再編、デジタル・クリエイティブ事業

中小企業の経営支援に関する取組状況



地域のお客さまとのリレーション

地域へのコミットメント・地域とのリレーション

当行の主要営業基盤である高知県において「ブロック・エリア制*2」を導入しており、本部と営業店が連携して、地域と協働しながら地域経済の活性化に積極的に貢献できるよう取り組んでおります。

*2 ブロック・エリア制

当行の高知県内営業店における店舗間連携の強化や機能特化に向けた営業態勢高知県産業振興計画の地域アクションプランに準じて、高知県内を7つのエリアに区分し、さらに高知市内を7つのブロックに区分して、各地域の特性に応じ本支店が一体となって地域の活性化をサポート

(単位：先)

お取引先数	2022年3月末
高知県	8,751
高知県以外の四国島内	1,892
本州	761
全お取引先	11,404

*お取引先：単体与信先、預金取引先のうちソリューション提案先

ライフステージ別の与信先数

お取引先のライフステージや、事業の持続可能性等を適切かつ慎重に見極めたうえで、産学官・外部機関との連携による最適なソリューションを提供し、お取引先の成長・発展・改善に向けて取り組んでおります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けられた地域の皆さまをサポートするため、全営業店に相談窓口を設置いたしました。また、事業者の皆さまの資金繰り支援や、住宅ローンをご利用のお客さまのご相談にも真摯に対応しております。

取引先の経営改善や成長力の強化

当行をメインバンクとしてお取引いただいている企業のうち、経営指標の改善が見られたお取引先に対する融資残高の推移は下記のとおりです。

	2022年3月期
メイン先数	4,871先
メイン先の融資残高	2,674億円
経営指標が改善した先	3,168先



経営指標が改善した先の融資残高推移

2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
2,155億円	2,301億円	2,351億円

ライフステージの定義

創業期…創業、第二創業から5年まで

成長期…売上高平均で直近2期が過去5期の120%超

安定期…売上高平均で直近2期が過去5期の80%～120%

低迷期…売上高平均で直近2期が過去5期の80%未満

再生期…貸付条件の変更または延滞がある先

その他…財務諸表の提出を不要としている事業者ローン
のみの与信先

(単位：先、億円)

		全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期	その他
ライフステージ別の与信先数	2022年3月末	9,251	1,166	556	5,035	645	681	1,168
ライフステージ別の融資残高	2022年3月末	6,397	461	458	4,708	299	460	11

*全与信先数：単体与信先数

創業・新事業開拓の支援

創業・新事業開拓支援への取り組み

地域連携ビジネスサポート部に「医療・福祉分野」「農林水産業・食品加工分野」「防災・環境関連分野」等の業種別支援担当者を配置し、事業化に向けたアドバイスから販路開拓のサポートまで、創業時や新事業展開時の様々な課題を解決するための支援に取り組んでおります。

また、創業・新事業開拓支援を積極的に推進していくために、本部所管部等による集合研修や帯同訪問により、営業店行員の提案力向上に取り組んでおります。

(単位：先)

創業支援先	2022年3月末
創業計画の策定支援	56
創業期の取引先への融資（プロパー）	105
創業期の取引先への融資（信用保証付）	74
上記創業支援に当行が関与した先数	219
上記創業支援に当行が関与した第二創業先数	3

※第二創業：すでに事業を営んでいる企業の後継者等が新事業を開始、または既存の事業を承継した事業者等が新事業を開始、あるいは抜本的な事業再生によって企業が業種を変えて再建するケース

多様な資金調達手法の提供

中小規模事業者等の創業・新事業開拓に向けた資金供給に積極的に取り組んでおります。

創業・新事業制度融資等に加えて、「こうぎん産学連携ファンド」や「こうぎん地域協働ファンド」の活用や銀行本体からの出資等、様々なかたちで創業・新事業開拓のサポートに努めております。

コンサルティング機能の発揮

地域経済の活性化と産業の振興に貢献していくため、高知県下の高等教育機関と連携協力協定を締結し、人材の育成や研究成果等の事業化に向けた情報交換を行っております。

また、認定支援機関が関わる「ものづくり補助金」や「創業補助金」ならびに高知県等の補助金公募に関する情報を行内で共有し、お取引先等に情報を提供していくとともに、各種補助金や制度融資などの有効活用に関する提案や申請手続きなどのサポートを積極的に行っております。

(単位：先)

取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先	2022年3月期
	179

こうぎん産学連携ファンド

高知県内の大学等が保有する特許、研究成果等を活用し、創業・新事業の展開を目指す事業者等の支援を行うことを目的とした「こうぎん産学連携ファンド」は、高知県内の高等教育機関や高知県産学官民連携センター（通称：ココプラ）と連携を図っております。同ファンドを活用して、大学等と事業者との事業化に向けた共同研究の促進に取り組んでおります。

こうぎん地域協働ファンド

当行と当行の連結子会社であるオーシャンリース株式会社は、「こうぎん地域協働投資事業有限責任組合（通称：こうぎん地域協働ファンド）」を共同で運営し、創業や新事業展開、ベンチャー企業の支援等、地域経済の活性化や産業振興に資する事業者の育成に向けた支援に取り組んでおります。

2021年4月には、事業者の皆さまの成長支援に、より一層関与してまいりたいと考え、「こうぎん地域協働ファンド2号（ファンド総額3億円）」を設立しております。

本ファンドの活用等を通じて、地域経済の活性化に貢献してまいります。

成長段階における支援

成長分野への取り組み

高知県では、「高知県産業振興計画」を策定し、高知県経済の活性化と浮揚に向け官民一体で取り組んでおりますが、当行は、同計画の主要施策等を検討のうえ、今後も成長が見込まれる「医療・福祉分野」「農林水産業・食品加工分野」「防災・環境関連分野」を成長分野と位置づけ、積極的に取り組んでおります。

こうぎん・ビビッド・ファンド

地域の成長分野に取り組むお客さまに対する融資ファンドとして、「こうぎん・ビビッド・ファンド」を取り扱っております。ファンド総額は1,500億円で、同ファンドの活用を通じて成長分野への取り組みを推進しております。

2022年3月期における同ファンドの分野別貸出実績は以下のとおりとなりました。また、同ファンドの残高は、916億円となりました。

(単位：件、百万円)

「こうぎん・ビビッド・ファンド」分野別実行金額	2022年3月期	
	件数	金額
研究開発	34	2,984
環境・エネルギー事業	57	6,148
医療介護健康関連事業	26	1,754
高齢者向け事業	5	363
観光事業	5	403
農林水産業・農商工連携事業	23	747
防災対策事業	9	856
食料品加工・製造関連事業	27	1,878
合 計	186	15,136

こうぎん地域ブランド応援融資

地域の商標や地域産業資源を活用した事業ならびに「高知県産業振興計画」の地域アクションプラン認定事業等を対象とした融資商品「こうぎん地域ブランド応援融資」や、同商品と株式会社日本政策金融公庫の制度融資をパッケージ化した「こうぎん地域活性化応援連携融資」を取り扱っております。これら商品の推進を通じて、地域産業資源を活用する事業者の皆さまをサポートしてまいります。



こうぎん農林水産応援投融資

地域の一次産業の持続的な成長と中長期的な価値の向上に資するため、「こうぎん農林水産応援投融資」や、同商品と株式会社日本政策金融公庫の制度融資をパッケージ化した「こうぎん農林水産応援連携融資」を取り扱っております。当行は、お取引先の事業性評価を重視した融資やコンサルティング機能を発揮し、一次産業の活性化や育成に取り組んでまいります。



「農林水産支援室」を設置

一次産業の特性に応じたサポートを一層充実させるため、「地域連携ビジネスサポート部」に「農林水産支援室」を設置しております。商談会への出展支援を通じた販路拡大や六次産業化に向けた加工技術の紹介など、新たなビジネスマッチングの手法を取り入れつつ、コンサルティング機能の高度化と多様化に取り組んでおります。

ビジネスマッチング等への取り組み

お取引先のライフステージに応じたビジネスチャンス創出のための最適なソリューション提案に努めております。行内にビジネス情報ネットワークシステムを構築し、お取引先のニーズを共有しており、お取引先へのソリューション提案ツールとして活用しております。

お取引先の多様なニーズにお応えしていくために、外部機関との業務提携によるサポートを有効に活用し、コンサルティング機能の強化に取り組んでおります。

また、2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策として非対面でのWeb商談会の開催もサポートしております。

商談会への出展支援

地産外商支援の取り組みの一環として、高知県や一般財団法人高知県地産外商公社等をはじめとした各種商談会の共催や出展支援を通じて、お取引先の新たな販路の開拓等のサポートに取り組んでおります。

2021年度は、下記商談会を開催いたしました。

商談会の名称	出展支援状況等	開催時期
『食の魅力』発見商談会2021 データベース商談会	第二地方銀行協会加盟行 リッキービジネスソリューション株式会社	2021年8月～2022年7月
『高知の魅力発信プロジェクト』個別商談会	高知銀行・株式会社シーブリッジ	2021年10月

(単位：先、億円)

ソリューション提案先	2022年3月末	
	先数	融資残高
全取引先	8,418	6,400
うちソリューション提案先	403 (4.8%)	1,088 (17.0%)

※全取引先：グループベースの与信先

「Kochi Big Advance」

ビジネスマッチングや福利厚生、土業相談など、多彩なサービスを通じて事業者の皆さまが抱える様々な経営課題の解決をサポートする「Kochi Big Advance」を取り扱っております。

本サービスは、株式会社ココペリが開発・運営するBig Advanceプラットフォームと提携し、会員制のWebサイトにより、全国の金融機関と連携して、地域事業者の皆さまを支援するサービスを提供しております。



担保・保証に過度に依存しない融資の促進等

事業性評価を重視し、担保や保証に過度に依存しない融資の促進に向け、本部担当者や外部講師による行内研修および勉強会などを開催して、業種別審査の目利き力向上やABL活用等への取組強化に努めております。

また、「事業性評価シート」や「経営課題共有シート」の作成・活用を通じてお取引先の事業内容に対する理解を一層深めていくとともに、本部と営業店が情報を共有して適切なソリューションを提供するなど、本業支援を積極的にサポートし、担保や保証に過度に依存しない融資につなげてまいります。

(単位：先、億円)

	2022年3月末	
	先数	融資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資残高	2,455	3,349
上記計数の全与信先数および当該与信先の融資残高に占める割合	26.5%	52.4%

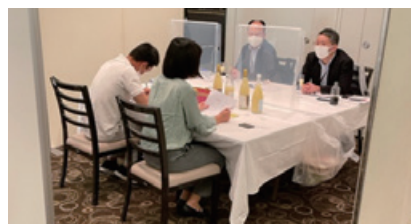
※本表は、年度末時点の対象先数・残高を表示しております。

(単位：先)

事業性評価の結果やローカルベンチマークを提示して対話を行っている取引先数	2022年3月末
	4,404

(単位：先)

販路開拓支援先 (成約先)	2022年3月末
高知県 (双方が高知県内)	100
高知県以外の国内 (高知県と県外、県外と県外)	21
海外 (片方が海外)	5



「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

お客さまとの保証契約につきましては、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、お客さまの意向や経営状況等を確認のうえ、誠実に対応するよう努めております。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況

2021年10月1日～2022年3月31日

(単位：件)

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	
$\{(\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④})/\text{⑤}\} \times 100$	24.4%
① 新規に無保証で融資した件数	680
② 経営者保証の代替的な融資手法として、停止条件付保証契約を活用した件数	0
③ 経営者保証の代替的な融資手法として、解除条件付保証契約を活用した件数	0
④ 経営者保証の代替的な融資手法として、ABLを活用した件数	3
⑤ 新規融資件数	2,796

事業承継時における保証徴求割合（4類型）	
新旧両経営者から保証徴求 = $\{\text{⑥}/(\text{⑥}+\text{⑦}+\text{⑧}+\text{⑨})\} \times 100$	7.7%
旧経営者のみから保証徴求 = $\{\text{⑦}/(\text{⑥}+\text{⑦}+\text{⑧}+\text{⑨})\} \times 100$	51.9%
新経営者のみから保証徴求 = $\{\text{⑧}/(\text{⑥}+\text{⑦}+\text{⑧}+\text{⑨})\} \times 100$	31.7%
経営者からの保証徴求なし = $\{\text{⑨}/(\text{⑥}+\text{⑦}+\text{⑧}+\text{⑨})\} \times 100$	8.7%
⑥ 代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	8
⑦ 代表者の交代時において、旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	54
⑧ 代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	33
⑨ 代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	9

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善支援への取り組み

営業店と本部が一体となり外部機関と連携したお取引先の経営改善支援、ビジネスマッチング等のコンサルティング、外部機関の活用および外部専門家との連携強化を図っております。

財務情報以外の事業の特性に着眼した「事業性評価シート」や「経営課題共有シート」を活用しているほか、財務情報を主体とした財務診断システムやローカルベンチマーク^{※3}と併せて活用し、お取引先の事業モデルの理解をより一層深めていくよう取り組んでおります。

お取引先との“face to face”の対話によりリレーションをさらに強化して、経営改善支援に積極的に取り組んでまいります。

※3 ローカルベンチマーク
企業の財務情報や非財務情報をもとに、経営状態を把握するためのツール

(単位：先)

経営改善計画の進捗状況	2022年3月末	
	先数	うち経営改善計画策定先
融資条件変更先合計	586	337(100%)
うち好調先	115	115(34.1%)
うち順調先	162	162(48.0%)
うち不調先	309	60(17.8%)

※好調先：売上高等の指標が計画比120%超
順調先：売上高等の指標が計画比80%～120%
不調先：売上高等の指標が計画比80%未満および経営改善計画未策定先

お取引先の経営改善支援に向けた取り組みに際しては、実現可能性の高い抜本的な経営改善計画の策定をサポートするとともに、その計画の実行を完遂することに重点を置いた支援活動を行っております。経営改善計画の策定支援等にあたっては、外部機関との連携を強化しておりますが、当行のお取引先の主体が中小企業であることから、中小企業再生支援協議会を中心として連携を図りながら取り組んでおります。

(単位：先)

中小企業再生支援協議会持込先数	2022年3月期
	4

お取引先への財務に関する情報提供機能強化の一環として、財務診断システムを活用した財務診断分析資料を提供しており、お取引先と問題点を共有し、経営改善に取り組んでいくための有効なツールとして積極的に活用していくよう努めております。本部と営業店は「軒先顧客管理システム」を活用し、アドバイスを行っていく態勢としております。

(単位：先)

財務診断分析資料配布先数	2022年3月期
	213

事業承継支援への取り組み

当行では、「事業承継相談サポートシート」を活用して、営業店と本部の連携活動の効率化を図っております。また、高知県事業承継・引継ぎ支援センターなどの公的支援機関や、みずほ証券株式会社、株式会社日本M&Aセンターなどの事業者と事業承継やM&Aに関するビジネスマッチング契約を締結しており、専門的で高度なスキルが要求される事案において外部機関と連携を図ることにより、事業承継に係る支援態勢の強化に取り組んでおります。

(単位：先)

事業承継支援先	2022年3月末
	59

地域密着型金融の推進に係る取組実績

項目	2022年3月期
経営改善支援の取り組み(ランクアップ)	13先
経営改善計画の策定※4	39先
経営支援に係る外部支援機関との連携※5	75先
年金相談会の開催	19回
税務相談会の開催	47回
創業・新事業開拓支援	75先 1,333百万円
担保・保証に過度に依存しない融資※6	222先 16,666百万円

※4修正計画の策定支援を行った先も含めております。

※5経営支援に係る外部支援機関との連携には、経営改善支援センター、事業引継ぎ支援センター、中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構等を含みます。

※6事業性評価融資、ABL、農業者専用ローン等を含めております。

中小企業のサポートに向けた取り組み

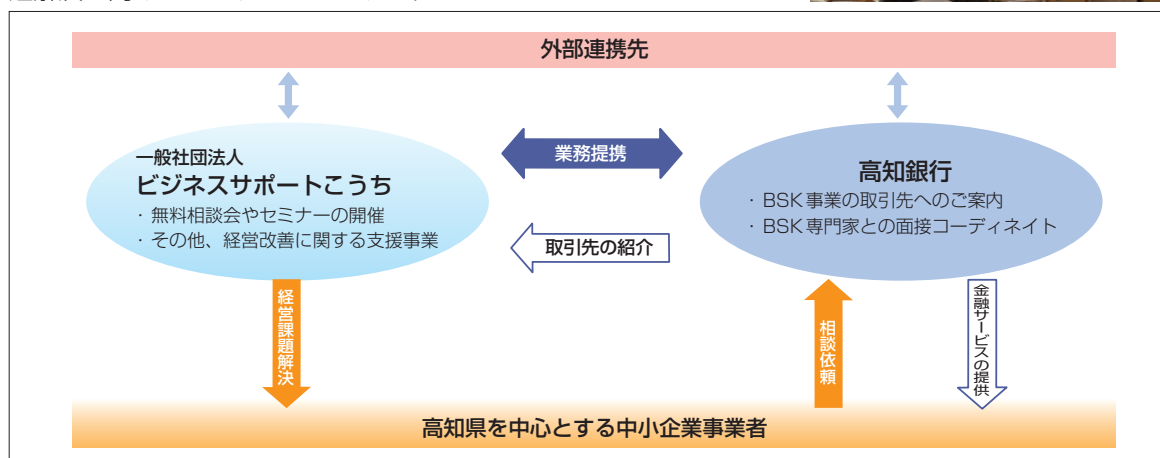
お取引先の様々なニーズにお応えしていくために、外部機関との連携によるお取引先向けセミナーや相談会を開催しております。



中小企業向けセミナー/相談会	共催/協力	開催時期
「高知の魅力発信プロジェクト」マーケティング力強化セミナー	株式会社ジーブリッジ	2021年4月
会社の「バトンタッチ」の進め方対策セミナー	一般社団法人ビジネスサポートこうち・幡多信用金庫	2021年7月
雇用・労働分野関係助成セミナー	高知労働局	2021年7月
「高知の魅力発信プロジェクト」商談会事前セミナー	株式会社ジーブリッジ	2021年8月
コロナ時代を生き抜くインボイス対策セミナー	一般社団法人ビジネスサポートこうち・幡多信用金庫	2021年11月
コロナ時代を生き抜くインボイス対策セミナーⅡ	一般社団法人ビジネスサポートこうち・幡多信用金庫 ・公益社団法人高知法人会	2022年3月
最新デジタル技術導入セミナー(入門編)	ストロングポイント株式会社	2022年3月

「ビジネスサポートこうち」との連携

当行が設立段階から深く関わり2018年3月に高知県内土業専門家等で設立された一般社団法人ビジネスサポートこうちと「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、セミナーや相談会等の様々な連携活動を行っております。同法人と連携・協力して地域事業者の皆さまの課題解決に向けサポートしてまいります。



新型コロナウイルス感染症に関する取り組み

新型コロナウイルス感染症への対応融資を取り扱っております。なお、お客さまの返済負担軽減に係る融資条件変更手数料は無料化いたしました。また、新型コロナウイルス感染症の影響に関連する各種制度資金等をご案内しております。



地方創生への取り組み

高知県と「業務連携・協力に関する包括協定」を2012年1月に締結し、様々な連携を行っており、「高知県産業振興計画」における地域アクションプランにも積極的に関与しております。県内7地域における地域アクションプランの各事業に対し、地域連携ビジネスサポート部と各エリアの営業店が連携し、高知県が各地域に配置している地域産業振興監等とのリレーションを図りながら、様々な事業に積極的に関与しております。

また、高知県内の10市町と「地域再生・活性化支援に関する連携・協力協定」を締結し、各地域の地方創生に向けた様々な取り組みを支援しております。こうした取り組みをさらに強化していくため、本部に「地方創生サポートデスク」を設置し、地方公共団体の地方版総合戦略の推進について、本部と営業店が連携・協力して当行が持つ情報やノウハウ等を提供するなど、地域経済活性化のサポートに向けた取り組みを行っております。さらに、高知市をはじめとした14市町村から地方版総合戦略推進委員を委嘱され、活動しております。

○「地域再生・活性化支援に関する連携・協力協定」締結先

高知市、土佐清水市、梶原町、大豊町、奈半利町、黒潮町、須崎市、四万十町、室戸市、四万十市

○地方創生総合戦略会議に参画している地方公共団体

高知市、土佐清水市、梶原町、大豊町、奈半利町、黒潮町、須崎市、四万十町、室戸市、土佐町、越知町、いの町、日高村、仁淀川町

高知県内高等教育機関等との連携

高知県内の高等教育機関4校(高知大学、高知工業高等専門学校、高知県立大学、高知工科大学)と「産学連携協力協定」を締結しており、各機関の得意分野を活かした人財の育成、技術相談などを通じて、地域の発展に貢献できるよう様々な取り組みを実践しております。

さらに、産学官連携強化のため、2015年4月に開設された「高知県産学官民連携センター(通称:ココプラ)」等との連携をより一層強化し、次代の地域産業を担う人財の育成、各機関の研究成果等の情報交換や支援などに取り組んでおります。

シーズ発表会を開催

高知工業高等専門学校が保有する研究技術(シーズ)を県内事業者を紹介し、共同研究や事業化への発展につなげていくことを目的とした「シーズ発表会」を、継続的に開催しております。商品化に向け企業との共同開発が進展している案件もあるなど、情報交換や技術相談の場として高い評価をいただいております。

産学連携による地域教育活動

地域の子どもたちを対象に、高知工業高等専門学校との共催による「こども金融・科学教室」や、高知大学との共催による「こどもサッカー教室」なども継続的に開催しております。これらの活動を通じて、次世代育成支援や地域貢献活動に積極的に取り組んでおります。

人財の育成

お取引先の本業支援の基本となる事業性評価に欠かせない専門知識を持つ人財を育成するために、各種「外部セミナー」「行内研修」「自主参加型休日セミナー」を開催するなど、人財育成に努めております。

また、行員の資格取得を推奨しており、なかでも下記の資格については重点的に取得を推奨し、行員のスキルアップに努めております。さらに、農業・林業・水産業の各経営アドバイザー資格を取得した行員を高知県内6エリアに配置するなど、農林水産業の経営に関するニーズに的確に対応できるよう体制整備に取り組んでおります。

お取引先の本業支援に関する研修	2022年3月期
研修実施回数	19回
参加者数	551人
資格取得者数（下表資格取得者ほか）	139人

(単位：人)

主要な資格の取得者数	2022年3月期
上級農業経営アドバイザー	1
農業経営アドバイザー	28
林業経営アドバイザー	13
水産業経営アドバイザー	9
動産評価アドバイザー	26
M&Aシニアエキスパート	45

地域やお取引先に対する積極的な情報発信

お客さま向けの各種相談会や、セミナー等を継続的に開催しているほか、当行の地域密着型金融に対する取組状況や、お客さま満足度調査により得られた結果を活用した対応状況等につきまして、分かりやすい形で情報発信し、地域やお取引先の皆さまの信頼にお応えできるよう、努めてまいります。

本編には、「金融仲介機能のベンチマーク」に基づく計数の一部を交えて掲載しております。

コーポレート・ガバナンスの状況

高知銀行グループでは、市場規律を踏まえた自己責任原則の下で経営の透明性を向上させるとともに、アカウントビリティとディスクロージャーの強化によって、ステークホルダーとの円滑な関係を維持し、同時にコンプライアンスやリスク管理を徹底していくことで、一層強靱な経営体質を築くよう努めております。

当行の機関の内容

取締役会

当行の取締役会は、2022年6月30日現在、取締役9名で構成しております。このうち3名が社外取締役です。取締役会は、法定の決議事項に加え、重要な業務執行に関する事項につきましても、取締役会規程で定める付議基準に基づき、報告を受け、協議を行い、または決議しております。また、取締役は、自らの責任において、業務の健全性と適切性の確保に努めております。取締役会は、毎月1回以上開催することとしております。

経営会議

経営会議は、取締役会に次ぐ経営会議体として、業務執行の意思決定および経営の統制の適切性と円滑化の確保を図ることを目的としております。経営会議は、代表取締役および経営統括部担当取締役のほか、取締役会が特に定めた取締役および執行役員をもって構成しております。経営会議は、原則として毎月1回以上開催することとしております。

監査役会

当行は、監査役制度を採用しており、2022年6月30日現在の体制は、常勤2名、非常勤1名の計3名で、このうち2名(常勤1名、非常勤1名)は社外監査役となっております。また、監査役の職務を補助するための専任スタッフを1名配置しております。また、当行の社外監査役は、当行のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、当行との間に特に利害関係はありません。監査役会は、原則として毎月1回開催することとしております。

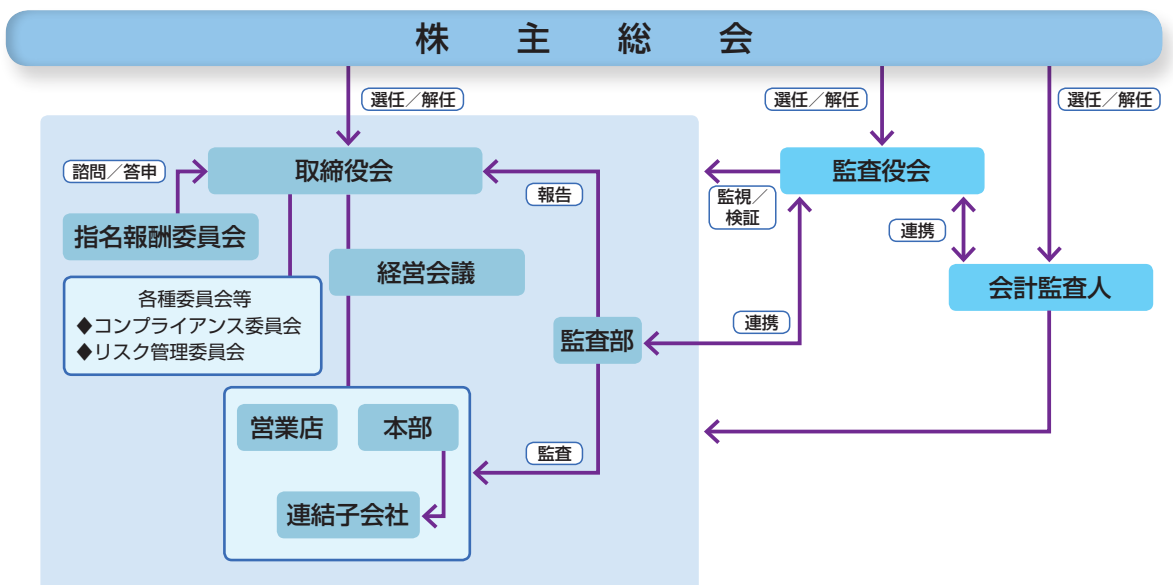
指名報酬委員会

指名報酬委員会は、2022年6月30日現在、取締役4名(うち社外取締役3名)、社外監査役2名で構成しております。指名報酬委員会は、取締役等の候補者等の指名および報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化することを目的としており、毎年1回以上開催することとしております。

会計監査人の氏名または名称

当行が、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく財務諸表の監査を受けている監査人は有限責任あずさ監査法人です。

コーポレート・ガバナンス体制図



内部統制システムに関する基本的な考え方

1. 取締役および職員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役および職員等は、法令等の遵守は経営の最重要課題であると明記した「コンプライアンス規程」をはじめ、コンプライアンスに関する規程類を遵守する。
 - (2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス全般に関する事項について審議・決定し、取締役会に定期的に報告もしくは付議する。
 - (3) コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス統括部を設置し、各都店の都店長をコンプライアンス責任者として、その下にコンプライアンス担当者を配置したコンプライアンス体制を構築する。
 - (4) 事業年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を取締役会において策定し、コンプライアンス統括部は全体の進捗状況および評価等についてコンプライアンス委員会および取締役会へ報告する。
 - (5) コンプライアンス研修を研修計画に織り込むとともに、各種研修の場においてもコンプライアンスについての啓蒙時間を設ける。
 - (6) 不祥事故防止の観点から、人事ローテーションや連続休暇制度等の職場離脱制度を実施する。
 - (7) 法令等違反による不祥事や各リスク顕現化の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性向上等のために「企業倫理ホットライン」を設け、この運営を確保するために「内部通報制度実施規程」を整備する。
 - (8) 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制」の基本方針を定め、同基本方針に基づき財務報告の有効性を確保するための体制を整備する。
 - (9) 監査部は各都店におけるコンプライアンスを含む内部管理態勢等の有効性、適切性について監査する。
 - (10) 監査役は、取締役および職員等の法令等遵守体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監視・検証し、必要に応じて改善を助言または勧告する。
 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 職務の執行に係る文書は文書保存を定める行内規程類に基づき、適切に管理する。
 - (2) 取締役の意思決定に係る文書については、各会議体の規程に、それぞれの付議基準を明確に定めるとともに、議事録を作成し、適切に保存および管理する。
 - (3) 内部情報の管理のための規程類を定め、経営統括部が一元管理するとともに、関係各部と連携して研修や臨店等で周知・徹底する。また、開示情報も経営統括部が統括・管理を行う。
 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクについてリスク管理方針を定め
- リスクを統一的に管理する。
- (2) リスク管理の統括部署を経営統括部とし、リスク管理委員会を設置して各リスクを統一的に管理する。各リスクが顕現化し、頭取が経営に与える影響が極めて重大で緊急な対応が必要と認められた場合、対応する機関として対策本部を設置し、緊急時の管理体制を敷く。
 - (3) 取締役会はリスクの適切かつ有効な内部管理態勢の構築と運用を図るため、リスク管理に係る業務執行を決定し、リスク管理に係る事項について付議または報告を受け、必要な意思決定と指示を行う。
 - (4) リスク管理プログラムならびに各種施策を取締役会において決定し、各リスク管理態勢の機能状況については担当取締役が取締役会に報告する。
 - (5) 事業年度毎に監査基本方針と監査計画を取締役会で決定し、監査部はそれに基づき監査を実施するとともに取締役会に監査の実施状況および結果について定期的に報告する。
 - (6) 自然災害、風評リスク、情報漏洩、システム停止等の要因による緊急事態が及ぼす損失・影響を最小限に抑えるとともに、事態の早期収拾を図るため、平時からの危機管理態勢を構築する。
 - (7) 地震の発生や病原菌感染の拡大等においても、継続すべき重要業務等を定めた「業務継続計画」に基づき、決済機能等を円滑に運行する体制を確保する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役および職員等の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限規程を制定し業務遂行における取締役、本部および営業店の各職位の権限と責任を明確にする。
 - (2) 取締役会は経営会議やリスク管理委員会等の下位会議体へ委任することで取締役が職務の執行を効率的に行うことができるように、各会議体の権限を明確にする。
 - (3) コンプライアンスに関する諸問題についてはコンプライアンス委員会で審議したうえで、取締役会に付議する。
 5. 次に掲げる体制その他の当行および当行子会社から成る企業集団（以下、「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ・ 関係会社管理規程にて子会社が当行に協議・報告すべき事項を定め、業績や財務状況については毎月、その他業務執行に係る重要事項については随時報告を求めて、適切に管理する。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理方針において当行グループのリスク管理態勢を定め、統括部署を経営統括部とし、グループ全体のリスクを統一的に管理する。
 - ・ 当行グループの平時からの危機管理態勢を構築

- するため、危機管理規程を定めるとともに、当行ならびに子会社各社で業務継続計画 (BCP) を定め、経営統括部が統括的に管理する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 子会社においても、業務の決定および執行についての相互監視が適切になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
 - ・ 関係会社管理規程や関係会社人事管理運用規程・与信管理規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行う。
- (4) 子会社の取締役等および職員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・ 子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当行が関与し、進捗状況等については当行取締役会で検証するとともに、当行監査部において子会社の法令等の遵守状況等について監査する。
 - ・ 子会社においてもそれぞれコンプライアンスに関する規則・マニュアルを制定し、責任者を配置する。
6. 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 監査役の職務を補助するため、監査役と協議のうえで必要な人員を常時配置する。
7. 前号の職員の取締役からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役を補助する常勤者は、他部署の役員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- (2) 監査役を補助する常勤者の任命および異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
- (3) 監査役を補助する常勤者の人事考課については、監査役会の同意を得る。
8. 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制
- (1) 当行の取締役および職員等が監査役に報告をするための体制
- ・ 当行の取締役および職員等は、職務の執行状況等について、監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
 - ・ 内部通報制度実施規程に基づく「企業倫理ホットライン」を用いて役員が監査役に通報できる制度を定める。
 - ・ 法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を予知あるいは発見した場合に監査役に報告する時期・方法等について明記し、役員に周知徹底する。
- (2) 子会社の取締役・監査役および職員等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
- ・ 子会社の役員等は、職務の執行状況等について、当行監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
 - ・ 内部通報制度実施規程に基づく「企業倫理ホットライン」を用いて子会社の役員等が当行監査役に通報できる制度を定める。
9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 内部通報制度実施規程において、報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを定める。
10. 監査役等の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査役がその職務の執行について、当行に対して費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
11. その他監査役等の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 株主総会に提出する監査役選任議案については、あらかじめ監査役会と協議を行い、決議する。
- (2) 監査役が取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席できることを各規程において明記する。
- (3) 監査部監査で得た情報については必要に応じて監査役に提供し、その円滑な職務の遂行に協力する旨を監査規程に定める。
- (4) 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。
- (5) 監査役は必要に応じ、内部監査部門等に対して調査を求めることができる。
- (6) 監査役および監査役会が会計監査人と定期的に会合を持つなど緊密な連携を保ち、積極的に意見および情報の交換を行い、効率的な監査を実施する体制を確保する。
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。
- (1) 反社会的勢力対応の統括部署をコンプライアンス統括部とし、各部署の部長を不当要求防止の責任者とする。新聞報道や営業店等からの反社会的勢力に関する情報は、当行グループで共有し、統括部署で一元管理する。
- (2) 「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を制定し、反社会的勢力による被害の防止と関係遮断に向けた取組みを推進する。
- (3) 反社会的勢力への対応にあたっては、弁護士、管轄警察署、暴力追放運動推進センターと連携する。また、各地の公安委員会が開催する「不当要求防止責任者講習」を積極的に受講する。

法令等遵守(コンプライアンス)体制

当行は、銀行に課せられた高い公共性と重い社会的使命を全うするため、法令等のもとより、社会的規範を厳格に遵守し、良識ある経営姿勢を維持しなければならないと考えております。こうした基本方針を堅持するために「行動憲章」を定めるとともに、全役職員に対し、行動憲章に則った行動指針「倫理法令遵守の基本方針(コンプライアンスポリシー)」を徹底しております。

また、役職員一人ひとりが社会人としての良識をもち、高い職業倫理観に裏付けられた自律をもってルールを遵守するとともに、内部検証の機能を発揮させることで、お客さまや社会からの信用・信頼を確保することを経営の基本方針としております。

コンプライアンス体制

当行では、各店舗の長をコンプライアンス責任者に、次席者をコンプライアンス担当者に任命し、部店内における法令等遵守状況の第一次チェックを行っております。

第一次チェックの結果は、コンプライアンス統括部が二次的に検証しております。また、事務システム部が事務手続きの検査を行い、監査部が業務運営に関する監査を行っており、これらの検証結果を受けて、各業務所管部が連携し、問題店舗に対する業務改善の指導等を行っております。

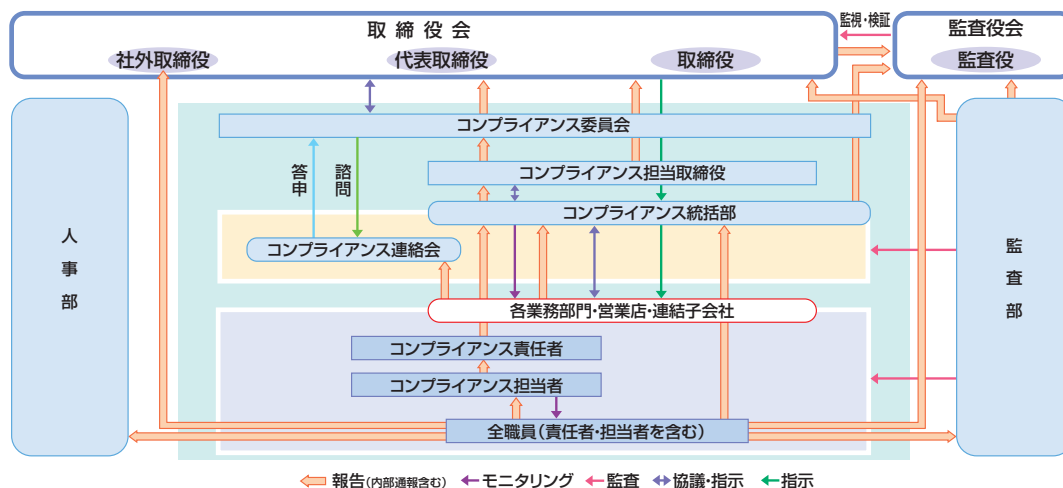
さらに、コンプライアンス統括部が、業務運営におけるコンプライアンスの徹底状況をモニタリングし、問題事案に関しては所管部に対し実態の調査や是正指導等を行うとともに、重要事項についてはコンプライアンス統括部担当取締役を長とするコンプライアンス委員会で審議したうえで取締役会に付議・報告する体制としております。

こうした体制を監査部が検証し、状況に応じて改善勧告が取締役会に対し行われ、監査役会が経営全般に関する内部統制機能を監査し、アドバイスを行っております。

コンプライアンス委員会は、委員長をコンプライアンス統括部担当取締役、委員をその他の常勤取締役と5部長で構成しており、当行が法令等を遵守するとともに、自浄能力のある組織であり続けるために、コンプライアンスに関する事項について、報告を受け、審議を行い、または決議しております。

コンプライアンス委員会は原則3カ月ごとに開催することとしておりますが、必要がある場合には随時開催しております。

コンプライアンス体制図



コンプライアンス活動

コンプライアンスを実践するために、業務場面での具体的な行動指針等を示した「コンプライアンス・マニュアル」と役員に配布している携帯用の「コンプライアンスチェックカード」により、研修等を通じて周知徹底を図っております。

また、各店舗において、さらなるコンプライアンスマインドの醸成を図るため、業務遂行にあたっては特に留意すべき法令やルール等の遵守状況を問う「コンプライアンス・チェックシート」の回答に基づき、コンプライアンス統括部がモニタリングを行っております。

これらのコンプライアンス体制整備や周知徹底に係る計画は、年度ごとにコンプライアンス委員会で審議を経て、取締役会が決議のうえ、「コンプライアンス・プログラム」として定めております。また、本プログラムの進捗状況も取締役会が検証し、内部統制の実効性を確保しております。

反社会的勢力への対応

当行は、金融機関に対する公共の信頼を維持し、反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を制定し、全行をあげて反社会的勢力による被害の防止と関係遮断に向けた取り組みを推進しております。

また、反社会的勢力への対応をホームページで公開し、更なる周知を図っております。このほか、反社会的勢力への対応を統括する部署を設置するとともに、外部関係機関との連携を密にするなど、態勢を整備しております。

内部通報制度

当行では、法令等違反による不祥事の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性の向上、風評リスクのコントロール並びに社会的信頼の確保のために「企業倫理ホットライン」を設けております。併せて、通報者等保護（不利益処分禁止・報復禁止・プライバシー確保）を第一とする「内部通報制度実施規程」を定め、内部通報制度の実効性の確保に努めております。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策への取り組み

当行は、時々変化する国際情勢等の動向やリスクの変化等に機動的に対応していくため、コンプライアンス統括部担当取締役をマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策に係る責任者とし、適時・適切にリスクの特定・評価を行い、リスクに見合った低減措置を講ずる「リスクベース・アプローチ」の手法を用いて実効的な管理態勢を構築し、組織全体としてマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化に取り組んでおります。

リスク管理の状況

リスク管理体制

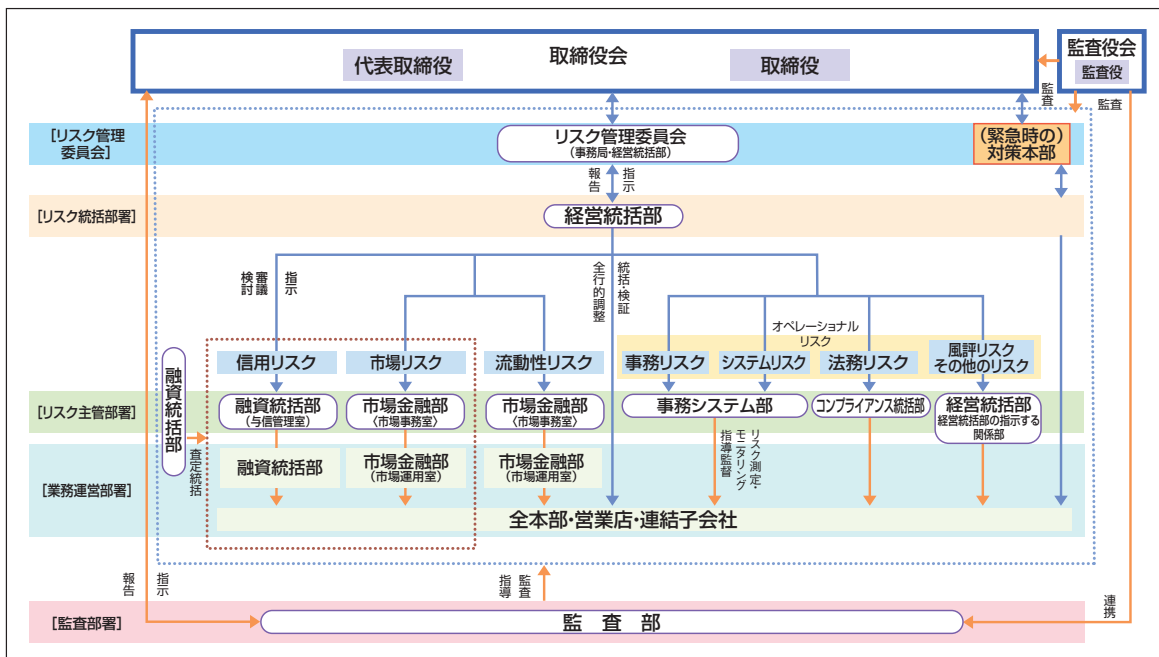
金融情報技術の発達に伴い、金融機関が抱えるリスクも多種多様化しております。こうしたなか、銀行が経営の健全性を確保しながら収益性の向上を図っていくためには、様々なリスクを的確に把握し、適切にマネジメントすることが不可欠です。

当行グループでは、リスク管理体制の強化・充実を経営の最重要課題であると認識しており、取締役会等の指示のもとで、「リスク管理方針」を制定し、さらに信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど各種リスクの管理規定やリスク毎の年度管理プログラム等を定め、リスク管理委員会やリスク主管部が中心となって、リスク管理に取り組んでおります。また、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクを計量化することにより、経営体力の範囲内で適切にリスクをコントロールする統合的リスク管理を実践しており、今後もリスク管理の実効性向上に努めてまいります。なお、市場リスクについては、2017年4月より有価証券と預貸金に分けてリスク量を計測しております。

また、「BCP（業務継続計画）」を定めることにより、地震の発生や病原菌感染の拡大時等においても、金融システムの機能維持に必要な業務を継続するための体制を整備しております。

※本項におきまして、各種リスクの管理体制に加え、自己資本比率規制第3の柱（市場規律）（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号））に基づく「定性的な開示事項」について記載しております。

主要なリスクの管理体制概要図



自己資本管理

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスク量と自己資本の相対比較、与信集中リスクや金利リスクが自己資本に与える影響度の分析、また、上記以外のリスク、例えば風評リスクの顕在化等によって必要となる対応策の分析・検討等により自己資本の充実度を評価・確認しております。

また、自己資本比率を指標とし、十分な自己資本を確保するよう努めております。なお、当行は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

自己資本の構成および自己資本比率につきまして、単体は2ページを、連結は資料編の4ページをご覧ください。

信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含みます）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、与信ポートフォリオ管理を行うことにより、信用リスクの分散にも留意しております。

審査部門は債務者の財務状況、資金使途、返済財源や返済計画等の的確な把握に努め、審査および管理を行っております。自己査定は随時実施し、債務者の信用状況把握に努めております。自己査定とは、債務者区分および担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。その結果については与信管理室が経営陣に報告しております。

当行では、信用格付制度を導入しております。信用格付制度は、個別債務者に信用度に応じた格付を付与して分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う際に、本格付を利用しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、与信管理室が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、適切なポートフォリオ管理に努めているほか、モニタリング結果を定期的に経営陣に報告しております。

また、信用リスクの計量化を行い、信用リスク管理に活用しております。

自己査定、償却・引当

当行では、自己査定基準を定め、貸出金等保有する全ての資産について、回収の可能性などに応じて自己査定を行っております。貸出金等の与信関連資産の自己査定は、「信用リスク評価／格付・自己査定システム」を利用することにより、信用変化の都度査定する随時査定方式を採用しており、一次査定を営業店が、二次査定を融資統括部が行っております。その他資産については各々の所管部が査定を実施しており、与信管理室がこれら全ての自己査定を統括するとともに、内部監査部門である監査部が自己査定体制の監査を行っております。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しております。計画要注意先については、経営改善支援を強化するため2020年度に見積もり方法を変更のうえ引当金を積み増したほか、2021年度には、将来の信用リスクに備えて正常先およびその他要注意先ならびに破綻懸念先の見積もり方法についても変更し、引当金を積み増しております。「破綻懸念先」に該当する債権については、過去の貸倒実績から今後一定期間の予想損失額を見積もり、個別貸倒引当金に計上しております。なお、「要管理先」「破綻懸念先」に該当する債権のなかで、キャッシュ・フローを合理的に見積もることができる大口債務者についてはDCF法を適用し貸倒引当金を計上しております。「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額ならびに清算配当等が見込まれる額を除いた額について貸倒償却するか、または個別貸倒引当金として計上しております。

標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

リスクウェイトを算出する際に使用する格付機関は、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、S&Pグローバル・レーティング（S&P）の4社を採用しており、国内法人等向けエクスポージャーには、R&I、JCRを適用し、海外法人等向けエクスポージャーには、Moody's、S&Pを適用しております。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済能力等について十分な審査を行った上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をお願いすることがあります。担保の種類としては、預金、有価証券、不動産等があり、保証には、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体および債務者の親会社による保証等があります。また、与信行為を行う際に遵守すべき基本的な手続と管理、その他標準的な担保・保証の種類、担保の評価方法、掛目および不動産等の定期的な評価の洗い替え等に関する規定を定めております。

預金との相殺を行う与信取引としては、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引、証書貸付、当座貸越、支払承諾、

外国為替、デリバティブ取引等があり、銀行取引約定書や行内規定等に基づいて手続を行っております。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保、また、貸出金と自行預金の相殺を信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しております。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引、債券先物取引、株価指数先物取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎に信用状況に見合った限度額を設定し、管理しております。

証券化エクスポージャーに関する事項

当行では、証券化商品への投資は市場金融部で実施しております。そのためのリスクを認識し、評価・計測等のモニタリングを行い、担当取締役等経営陣への報告を行う態勢としております。

また、当行以外がオリジネーターとなっている証券化商品を投資家として保有することがあり、その場合「金融商品会計に関する実務指針」等に従い、適正に会計処理を行うこととしております。

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は「外部格付準拠方式」ならびに「標準的手法準拠方式」により算出しており、リスク・ウェイト判定には、R&I、JCR、Moody's、S&Pの4つの適格格付機関を利用しております。なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

市場リスク管理

市場リスクとは金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含みます）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、主に金利リスク、為替リスク、価格変動リスクに分けられます。

当行では、リスク管理部門において、下記の金利リスクをはじめとした市場リスク量を計測し、また、ストレステストを行うことにより、金利・株式市場が大きく変動した場合に、当行の自己資本に与える影響について試算しております。

リスク管理部門は、市場リスクの状況について、定期的に経営陣に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の一定範囲内に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

出資等のリスク管理につきましては、リスク管理部門において定期的にリスクを評価し、その状況について経営陣への報告を行っております。

リスク評価の方法としては、上場株式等につきましては時価評価およびバリュー・アット・リスク (VaR) によりリスク量を計測し、あらかじめ定めたポジション枠の遵守状況をモニタリングしております。

金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針および手続の概要

○リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当行は、安定的な収益を確保していくため、市場金利が変動することによって保有する資産・負債等の経済価値に及ぼす影響をモニタリングしつつ、金利リスクをはじめとする各種リスクの適切なコントロールに努めております。

銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB: Interest Rate Risk in the Banking Book）については、月次計測しリスク統括部署がモニタリングするとともに、リスク管理委員会に報告し厳正な管理に努めております。

○リスク管理およびリスク削減の方針に関する説明

△EVEについては、自己資本の一定割合を超過することがないように基準を設けて管理しております。

○金利リスク計測の頻度

IRRBBはリスク統括部署である経営統括部が毎月末日を基準日として計測しております。

○ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

△EVEが自己資本の一定割合を超過するなど、金利リスクが過大であると認識した場合には、当該有価証券の売却や金利スワップを活用することなどによってリスクを削減いたします。

■金利リスクの算定手法の概要

○開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIならびに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2022年3月末基準における流動性預金全体の金利改定の平均満期は、3.04年です。
 - ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金全体の金利改定の平均満期を推計するにあたり、最長の金利改定満期を10年としております。
 - ・流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等) およびその前提
金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデル(内部モデル)を使用して将来の預金残高を推計し実質的な満期を計測しております。
なお、コア預金の内部モデルは預金残高の流出および滞留と金利更改の2つのモデルを使用して平均残存年限を算出しております。
 - ・固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還率および定期預金の期限前償還率については、金融庁が定める前提を使用しております。
 - ・複数の通貨の集計方法およびその前提
金利リスクの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。なお、全通貨間の合算にあたり相関は考慮しておりません。
 - ・スプレッドに関する前提
スプレッドおよびその変動は考慮しておりません。
 - ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。
 - ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
2022年3月末の Δ EVEは10,609百万円(前期末比 Δ 1,292百万円)となっております。
なお、同月末の Δ NIIは637百万円(前期末比 Δ 342百万円)となっております。
 - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
 Δ EVEは、コア資本の20%以内で推移しており、金利リスクとして問題のない水準であるものと認識しております。
- 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・金利ショックに関する説明
当行では、IRRBB以外にも貸出金、預金、有価証券などの計量可能なリスクについて、100ベース・ポイント・バリュー(100BPV)^(注1)、ギャップ分析^(注2)、バリュー・アット・リスク(VaR)^(注3)などの計測手法を用いて計量化しております。^(注4)
(注1) 100BPV … 金利が1%変化した場合の現在価値の変化額
(注2) ギャップ分析 … 資産・負債の残高を将来の金利改定期毎に集計して、そのギャップを分析する方法
(注3) VaR … 一定の確率の下での予想最大損失額
(注4) 金利リスクの算定にあたり、預金や貸出金の期限前解約・返済は考慮しておりません。
 - ・金利リスク計測の前提およびその意味
VaRの計測手法には分散共分散法を用いており、過去1年間のヒストリカル・データに基づき、保有期間は、債券60営業日、純投資株式60営業日、政策投資株式240営業日、投資信託60営業日、預貸金120営業日とし、信頼区間片側99.0%によりリスク量を集計しております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金の運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。また、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当行の流動性リスクの主管部である市場金融部は、資金繰り部門(市場運用室)と事務処理およびリスク管理の担当部門(市場事務室)を分離することにより、牽制機能が働く体制としております。市場金融部は、リスクの分析結果を定期的に取り締役およびリスク管理委員会に報告しております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により、損失を被るリスクをいいます。

当行では、リスク管理にかかる基本方針として、「リスク管理方針」を制定し、そのなかでオペレーショナル・リスクについては、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等に分けて管理し、それぞれのリスクを統括する事務システム部、コンプライアンス統括部、経営統括部等がリスクの洗い出し、損失の程度の判断、モニタリング、管理を行うとともに、業務運営部署を指導監督しております。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等を起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。

当行では、取扱商品の多様化や事務処理量の増大に対応して、リスクの把握、管理に努めるとともに、各種事務取扱要領等の整備のほか、営業店への臨店指導や行内事務研修を適宜実施しております。これらを通じて、事務処理水準の向上や不適切な事務処理の防止に努めております。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤操作等に加え、システムの不備等や、コンピュータが不正に使用されることにより、損失を被るリスクをいいます。

銀行業務の多様化や、ネットワーク取引の増加等により、システム障害が社会生活に与える影響はますます大きくなっております。

当行では、情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）のもと、安全対策基準（セキュリティスタンダード）を定め、これらに則ってシステムリスクに対応する体制としており、システムの安全かつ安定した稼働に万全を期しております。

法務リスク管理

法務リスクとは、法令等のルールに違反することや契約締結の不備といった法律上の問題を原因として、損失あるいは取引上のトラブルなどが発生するリスクをいいます。

銀行の業務の多様化やそれに伴う新たな金融ルールの制定など銀行を巡る環境が大きく変化するなか、様々な法務リスクが銀行の経営には潜んでおります。

当行では、これらのリスクを極小化するため、主に予防法務に重点を置き、管理方針を定め、コンプライアンス統括部が弁護士などの専門家や部署間と連携を行いながら法的チェックを実施するとともに、研修などを通じて法務リスク管理に対する意識の向上に努めております。

風評リスク管理

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、当行の信用が低下し、損失を被るリスクのことをいいます。

当行では、伝達媒体を通じて風評情報について定期的にモニタリングを実施しており、また、風評リスクへの対応方法を定めることにより、リスク発生の予防等に努めております。

リスク管理委員会は、各部からの報告を踏まえてオペレーショナル・リスクについて審議・検証を行っております。

なお、当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しております。

注：「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の業務粗利益の15%の直近3年間の平均値をもとに算出するものです。

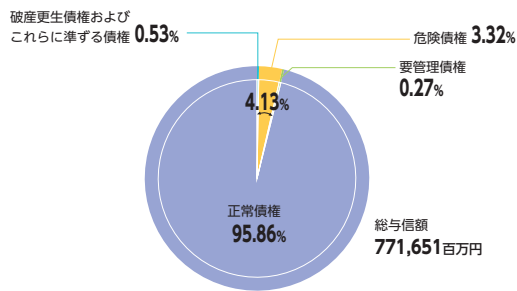
自己資本の充実の状況に関する「定量的な開示事項」につきましては、資料編のP.44～P.50をご覧ください。



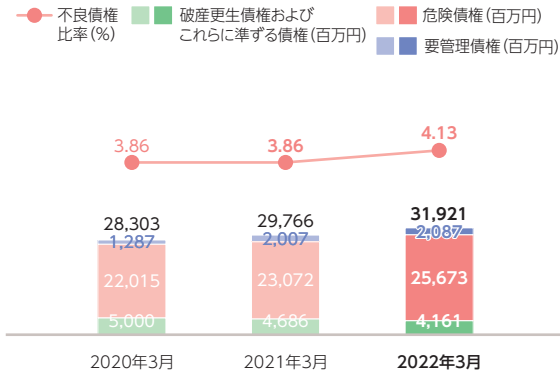
金融再生法開示債権及びリスク管理債権の状況

当行は、不良債権発生 of 未然防止に努めるとともに、お取引先企業等に対する経営改善支援活動にも積極的に取り組み、資産の健全性維持に注力しております。また、「信用リスク評価／格付・自己査定システム」を導入し、信用変化の都度査定する随時査定方式により個別に査定し、厳正に貸倒引当処理を行う一方、担保処分や貸出債権売却等の不良債権の最終処理にも努めております。

「金融再生法開示債権及びリスク管理債権」の
総与信額に占める割合
(2022年3月末)



金融再生法開示債権及びリスク管理債権の推移



自己査定、金融再生法開示債権及びリスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

自己査定 対象：貸出金等と信関連債権		金融再生法開示債権及びリスク管理債権 対象：貸出金等と信関連債権				
区分	与信残高	区分	与信残高 (総与信比率)	担保保証に よる保全額	引当額	保全率
破綻先	630	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,161 [0.53%]	1,776	2,384	100.00%
実質破綻先	3,530	危険債権	25,673 [3.32%]	12,554	7,845	79.46%
破綻懸念先	25,673	要管理債権	2,087 [0.27%]	403	49	21.70%
要注意先	2,663	三月以上延滞債権額	364 [0.04%]	229	8	65.40%
		貸出条件緩和債権額	1,722 [0.22%]	173	40	12.44%
		小計 (破産・準ずる債権～要管理債権)	31,921 [4.13%]	14,734	10,279	78.36%
その他 要注意先	76,706	正常債権	739,729 [95.86%]			
正常先	573,703					
その他 (地方公共団体)	88,742					
総与信残高	771,651	総与信残高	771,651			

貸出金等と信関連債権とは、貸出金のほか、外国為替、支払承諾見返、貸出金に準ずる仮払金、未収利息、銀行引受私募債です。

主な業績の推移

地域密着型金融の実践

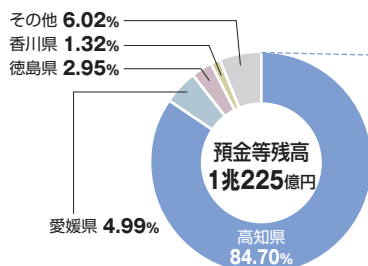
地域金融機関である当行の使命は、地域金融の円滑化と信頼される金融商品の提供にあると考えております。

2022年3月末の預金等残高1兆225億円のうち高知県内のお客さまからお預け入れいただいている預金等残高は8,660億円で、全体の84.70%を占めております。

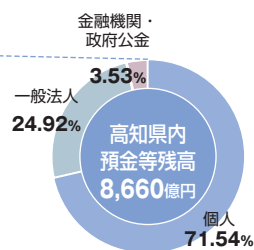
2022年3月末の貸出金残高7,538億円のうち高知県内向け貸出金は5,086億円で、当行の貸出金全体の67.47%を占め、また、当行の貸出金残高の78.15%は中小企業や個人のお客さまへのご融資となっております。

これからも、地域に根ざした金融機関として、地域社会の発展に貢献し、お客さまそれぞれのニーズにお応えできる金融機関を目指してまいります。

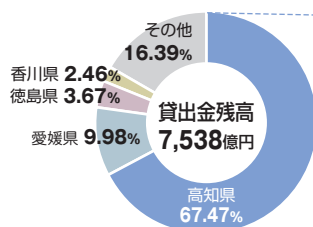
地域別預金等残高 (2022年3月末)



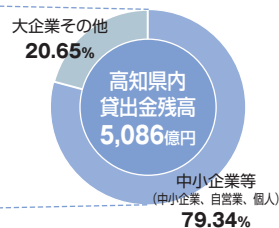
うち高知県内預金等残高



地域別貸出金残高 (2022年3月末)

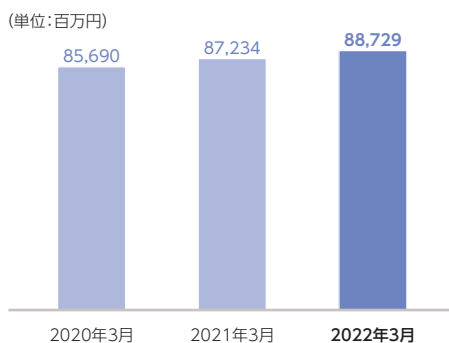


うち高知県内貸出金残高



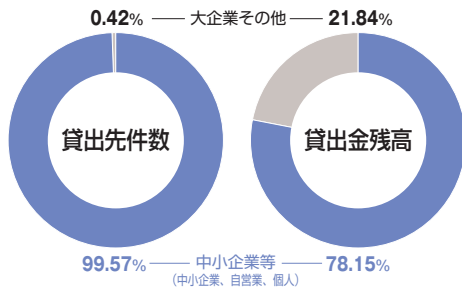
地方公共団体とのお取引

地方公共団体に対する融資残高の推移

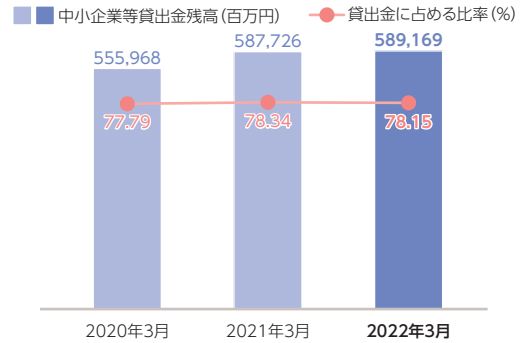


中小企業等に対する貸出金

中小企業等に対する貸出金の比率
(2022年3月末)

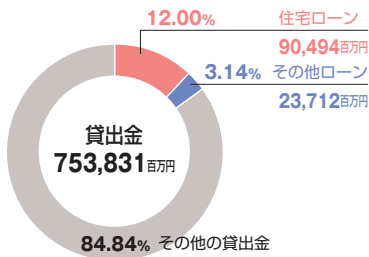


中小企業等に対する貸出金残高の推移

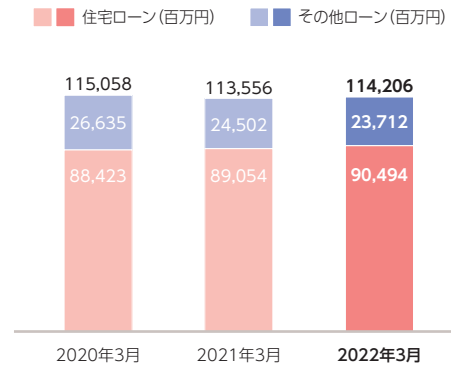


個人ローン

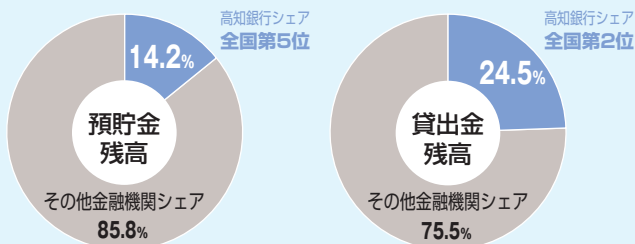
個人ローン(住宅ローン・その他ローン)残高の比率
(2022年3月末)



個人ローン残高の推移



地元における「預貯金・貸出金」シェア (2021年3月末)

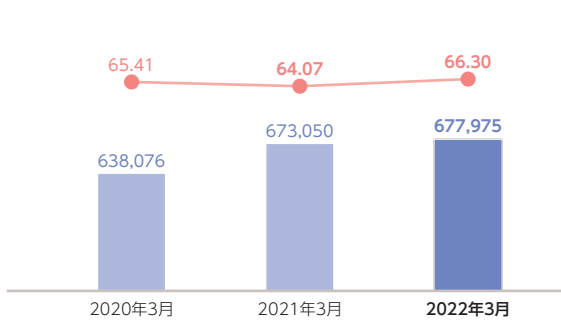


「第二地銀の地元におけるシェア」におきまして、高知銀行はおかげさまで地域の皆さまから高いご支持をいただいております。

- 高知県内の計数を対象としています。その他金融機関には、「大手銀行など・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・ゆうちょ銀行」を含みます。
- 「月刊金融ジャーナル増刊号金融マップ 2022年版」調べ

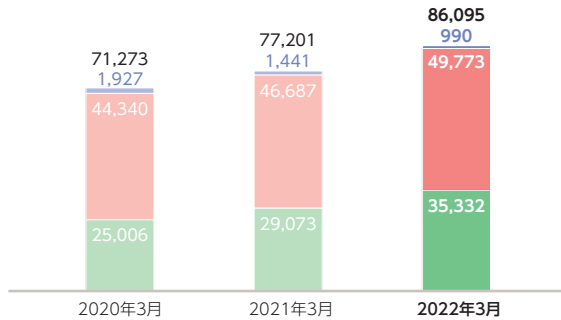
個人預金の推移

■ 個人預金残高(百万円) ● 個人預金比率(%)

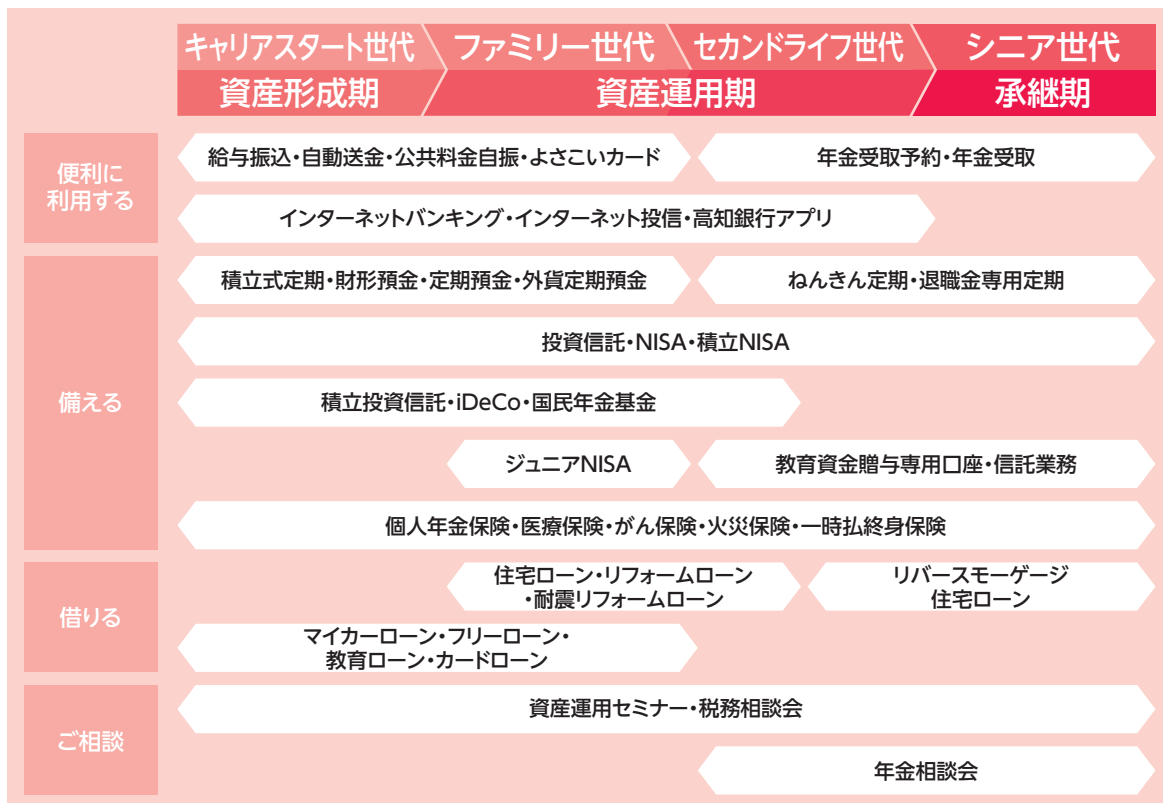


預り資産の推移

■ 投資信託(百万円) ■ 生保窓販(販売累計額)(百万円) ■ 国債(百万円)



個人のお客さまへ



金融リテラシー向上への取り組み

金融リテラシーとは金融に関する知識や情報を正しく理解し、主体的に判断することができる能力であり、社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくうえで欠かせない生活スキルです。金融リテラシーを身に付けるためには、「知識の習得に加え、健全な家計管理・生活設計の習慣化、金融商品の適切な利用選択に必要な着眼点等の習得、必要な場合のアドバイスの活用などが重要」と言われています。**こうぎん**は、お客さま向け金融セミナー等を積極的に開催しております。金融にまつわるお悩みごと、**こうぎん**にお気軽にご相談ください。

	2022年3月期
お客さま向けセミナーの開催数※1	115回
行員向けセミナー受講者数※2	4,303名

※1 お客さま向け「投資信託セミナー」「生命保険セミナー」「年金相談会」「税務相談会」等の開催数合計です。

※2 本部集合研修と自主参加型セミナーの受講者数(延べ)合計です。

※3 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、開催を一部控えております。

業務のご案内

主要な業務内容

預金業務

●預金

当座預金、普通預金（決済用預金含む）、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、外貨預金等を取り扱っております。

●譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取り扱っております。

貸出業務

●貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

●手形割引

銀行引受手形及び商業手形の割引を取り扱っております。

商品有価証券売買業務

国債等公共債の売買業務を行っております。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

内国為替業務

送金為替、振込及び代金取立等を取り扱っております。

外国為替業務

輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

社債受託及び登録業務

担保付社債信託法による社債の受託業務、公共債の募集受託及び登録に関する業務を行っております。

ソリューション業務

提案型営業として、ビジネスマッチング、海外展開・技術相談支援等を通じた販路・販売拡大、事業承継支援・M & A、各種セミナーの開催等を行っております。

附帯業務

●代理業務

- ・日本銀行歳入代理店及び国債代理店業務
- ・地方公共団体の公金取扱業務
- ・勤労者退職金共済機構等の代理店業務
- ・株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公共債元利金の支払代理業務
- ・日本政策金融公庫等の代理貸付業務
- ・信託代理店業務

●保護預り及び貸金庫業務

●有価証券の貸付

●債務の保証（支払承諾）

●公共債の引受

●国債等公共債及び投資信託の窓口販売

●損害保険の窓口販売

●生命保険の窓口販売

●コマーシャル・ペーパー等の取扱

●全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）の取扱

●金融商品仲介業務

●確定拠出年金受付業務

ご相談窓口

お客さま相談室…銀行への苦情や要望をお気軽に

こうぎんでは、お客さまからの苦情、ご要望や個人情報に関するご相談にお応えするため、「お客さま相談室」を設置しております。

銀行業務に関してお困りのことや **こうぎん** へのご意見、ご要望がございましたら、遠慮なくお申し付けください。

○お客さま相談室 受付時間：平日9:00～17:00（銀行休日を除く）TEL：088-871-1187

当行が契約している銀行法上の指定紛争解決機関

一般社団法人 全国銀行協会

連絡先	全国銀行協会相談室
電話番号	0570-017109 または 03-5252-3772



経営のご相談…力を合わせて

こうぎんでは、ご融資先の中小企業の皆さまに、経営に関するご相談や財務分析資料などの情報を提供しております。

○地域連携ビジネスサポート部 受付時間：平日9:00～17:00（銀行休日を除く）TEL：088-822-9311（代表）

相談窓口…地域金融の円滑化に向けて

こうぎんでは、中小企業や個人事業主の皆さまの資金調達や借入金のご返済に関するご相談、および個人のお客さまの住宅資金借入れのご返済に関するご相談等を承っております。

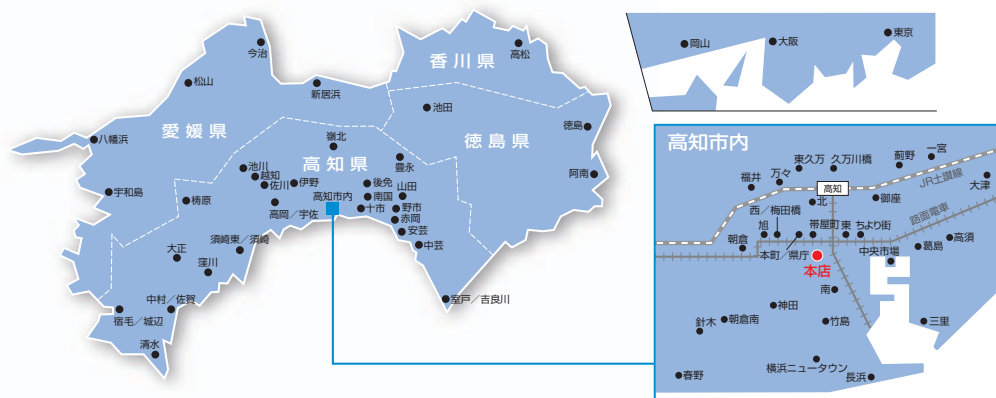
この窓口は下記のとおり設置しておりますので、お気軽にご相談ください。

	設置場所	受付時間	電話番号
銀行営業日	全営業店	9:00～15:00	—
	【電話によるご相談や苦情など】 地域連携ビジネスサポート部	9:00～17:00	0120-775-788
日曜日	こうぎんローンセンター	10:00～17:00	0120-712-362

ネットワーク

店舗ネットワーク

2022年6月30日現在



移動金融車

お客様の利便性向上と災害発生時に備えることを目的として、銀行窓口機能とATMなどを備えた移動金融車を導入しております。



ローンセンター・プラザ

こうぎんローンセンター

こうぎんローンセンターでは、住宅ローンや各種ローンおよび住宅金融支援機構に関する皆さまのご相談、お申込みを承っております。

また、日曜日には、中小企業の皆さま等の資金繰り等に関する休日相談窓口も設置しております。お気軽にご利用ください。

お問い合わせ ☎ 0120-712-362

高知市堺町5-15 (高知銀行本店南側)
 営業日・営業時間
 平日 午前10:00～午後7:00
 日曜日 午前10:00～午後5:00
 ※日曜日が祝日の場合も営業いたします。
 ※休業日: 土曜日、日曜日以外の祝日、年末年始、5月の連休



こうぎんプラザ

こうぎん相続&暮らしのサポートプラザ・こうぎん久万川橋プラザでは、各種ローンや資産運用等に関するご相談、お申込みを承っております。

お客様の立場にたって、様々な商品の中からお客様のライフスタイルに合わせてアドバイスいたします。お気軽にご利用ください。

お問い合わせ ☎ 0120-077-085

こうぎん 相続&暮らしのサポートプラザ
 高知市帯屋町2丁目2-14 OKAMURA帯屋町ビル3階
 営業日・営業時間
 平日 午前10:30～午後7:00
 ※休業日: 土日祝日、年末年始、5月の連休



お問い合わせ ☎ 0120-501-235

こうぎん 久万川橋プラザ
 高知市塩田町12-3 (高知銀行久万川橋支店北隣)
 営業日・営業時間
 平日 午前9:00～午後5:00
 土日祝日 午前10:00～午後5:00
 ※休業日: 年末年始、5月の連休



店番	店名	住所	電話番号	
高知県 (59店舗)				
高知市 (31店舗)				
●	1	本店営業部	高知市堺町2番24号	088-822-9311
●	2	東支店	高知市はりまや町一丁目13番26号	088-883-4401
●	3	西支店	高知市上町五丁目4番5号	088-822-8163
●	70	梅田橋支店	高知市上町五丁目4番5号 高知銀行西支店内	088-822-8163
●	4	南支店	高知市棧橋通二丁目12番8号	088-831-5261
●	5	北支店	高知市北本町一丁目13番7号	088-822-5257
●	6	本町支店	高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル内	088-822-5251
●	89	県庁支店	高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル内 高知銀行本町支店内	088-822-0118
●	7	ちより街支店	高知市知寄町二丁目1番37号 ちより街テラス2F	088-882-5124
●	8	中央市場支店	高知市弘化台12番12号	088-882-4880
●	9	朝倉支店	高知市朝倉町5番11号	088-844-2704
●	10	長浜支店	高知市長浜796番1	088-842-2281
●	56	万々支店	高知市万々22番3	088-875-7201
●	57	久万川橋支店	高知市塩田町12番3号	088-875-6251
●	58	高須支店	高知市高須三丁目3番35号	088-882-8115
●	59	一宮支店	高知市一宮町一丁目8番7号	088-845-5111
●	61	竹島支店	高知市竹島町3番地1	088-831-7121
●	62	帯屋町支店	高知市帯屋町一丁目9番12号	088-824-6711
●	63	旭支店	高知市旭町三丁目94番地	088-822-0251
●	64	福井支店	高知市福井町558番地	088-825-2911
●	65	三里支店	高知市仁井田1902番地	088-847-5341
●	66	大津支店	高知市大津乙1236番地1	088-866-4005
●	67	藪野支店	高知市藪野西町三丁目18番3号	088-845-9050
●	69	朝倉南支店	高知市朝倉南町6番8号	088-844-5421
●	73	神田支店	高知市神田1007番地3	088-831-8220
●	75	東久万支店	高知市東久万192番地1	088-873-8221
●	77	葛島支店	高知市葛島二丁目3番43号	088-883-2511
●	78	春野支店	高知市春野町弘岡中1645番地1	088-894-2888
●	80	御座支店	高知市南御座10番31号	088-882-8411
●	82	針木支店	高知市朝倉西町二丁目16番12号	088-840-6711
●	83	横浜ニュータウン支店	高知市横浜新町三丁目312番地	088-842-4411
室戸市 (2店舗)				
●	13	室戸支店	室戸市浮津794番地2	0887-22-1520
●	14	吉良川支店	室戸市浮津794番地2 高知銀行室戸支店内	0887-22-1520
安芸郡 (1店舗)				
●	53	中芸支店	安芸郡奈半利町乙1645番	0887-38-4905
安芸市 (1店舗)				
●	16	安芸支店	安芸市本町二丁目1番11号	0887-35-3141
香南市 (2店舗)				
●	17	赤岡支店	香南市赤岡町横町ノ西474番1	0887-55-3101
●	72	野市支店	香南市野市町西野2706番地11	0887-56-2105
香美市 (1店舗)				
	19	山田支店	香美市土佐山田町西本町三丁目2番2号	0887-52-2171
南国市 (3店舗)				
●	20	後免支店	南国市後免町一丁目8番34号	088-863-2155
●	68	南国支店	南国市大塚甲1445番地	088-864-0551
●	85	十市支店	南国市緑ヶ丘二丁目1703番地	088-865-5900
長岡郡 (1店舗)				
	21	豊永支店	長岡郡大豊町東土屋218番地4	0887-75-0231
土佐郡 (1店舗)				
●	23	嶺北支店	土佐郡土佐町井字舞田1447番地	0887-82-0461
吾川郡 (2店舗)				
●	25	伊野支店	吾川郡いの町新町80番	088-892-1262
	31	池川支店	吾川郡仁淀川町土居甲1020番地	0889-34-2316

店番	店名	住所	電話番号	
土佐市 (2店舗)				
●	27	高岡支店	土佐市高岡町甲1879番地3	088-852-1131
●	28	宇佐支店	土佐市高岡町甲1879番地3 高知銀行高岡支店内	088-852-1131
高岡郡 (5店舗)				
●	29	佐川支店	高岡郡佐川町字西町甲1514番地	0889-22-1151
●	30	越知支店	高岡郡越知町越知甲1479番地2	0889-26-1151
※	33	梶原支店	高岡郡梶原町梶原1444番地1	0889-65-0186
●	34	窪川支店	高岡郡四万十町茂串町1番31号	0880-22-1261
●	35	大正支店	高岡郡四万十町大正380番地	0880-27-0341
須崎市 (2店舗)				
●	79	須崎東支店	須崎市緑町1番35号	0889-43-1112
●	32	須崎支店	須崎市緑町1番35号 高知銀行須崎東支店内	0889-43-1112
四万十市 (2店舗)				
●	37	中村支店	四万十市中村一条通一丁目54番地	0880-34-3161
●	36	佐賀支店	四万十市中村一条通一丁目54番地 高知銀行中村支店内	0880-34-3161
土佐清水市 (1店舗)				
●	38	清水支店	土佐清水市清水ヶ丘5番15号	0880-82-0350
宿毛市 (2店舗)				
	86	宿毛支店	宿毛市宿毛5376番地2	0880-63-0770
	45	城辺支店	宿毛市宿毛5376番地2 高知銀行宿毛支店内	0880-63-0770
徳島県 (3店舗)				
	40	徳島支店	徳島市東船場町二丁目32番地	088-653-6111
	43	阿南支店	阿南市日開野町西居内459番6	0884-22-2704
	44	池田支店	三好市池田町マチ2203番地9	0883-72-1125
愛媛県 (5店舗)				
	46	宇和島支店	宇和島市新町二丁目2番8号	0895-22-5745
	47	八幡浜支店	八幡浜市須崎2番地の第2	0894-22-1820
■	48	松山支店	松山市南堀端町5番地5	089-921-5101
■	49	今治支店	今治市大正町二丁目4番地14	0898-32-4540
	50	新居浜支店	新居浜市徳常町5番20号	0897-33-5585
香川県 (1店舗)				
	51	高松支店	高松市築地町16番17	087-834-0111
岡山県 (1店舗)				
※	55	岡山支店	岡山市北区駅元町15番1号	086-251-3301
大阪府 (1店舗)				
※	52	大阪支店	大阪府西区北堀江一丁目1番21号	06-6531-2766
東京都 (1店舗)				
※	60	東京支店	千代田区岩本町三丁目10番7号	03-3865-1781
		インターネット専用支店	よさこいおきゃく支店	0120-098-950

現金自動設備 (ATM・CD) の土・日・祝日の稼働状況
 ●土曜日・日曜日・祝日の稼働店 ●土曜日の稼働店
 ※梶原支店・岡山支店・大阪支店・東京支店は現金自動設備を設置して
 おりません。

■外国為替取扱店

店舗数

本支店	71店舗※
インターネット専用支店	1店舗

※梅田橋支店、県庁支店、吉良川支店、宇佐支店、須崎支店、佐賀支店、
 城辺支店はランチ・イン・ランチ方式で営業しております。
 ※ランチ・イン・ランチ方式による店舗統合後の営業拠点は64店舗
 です。

現金自動設備設置状況

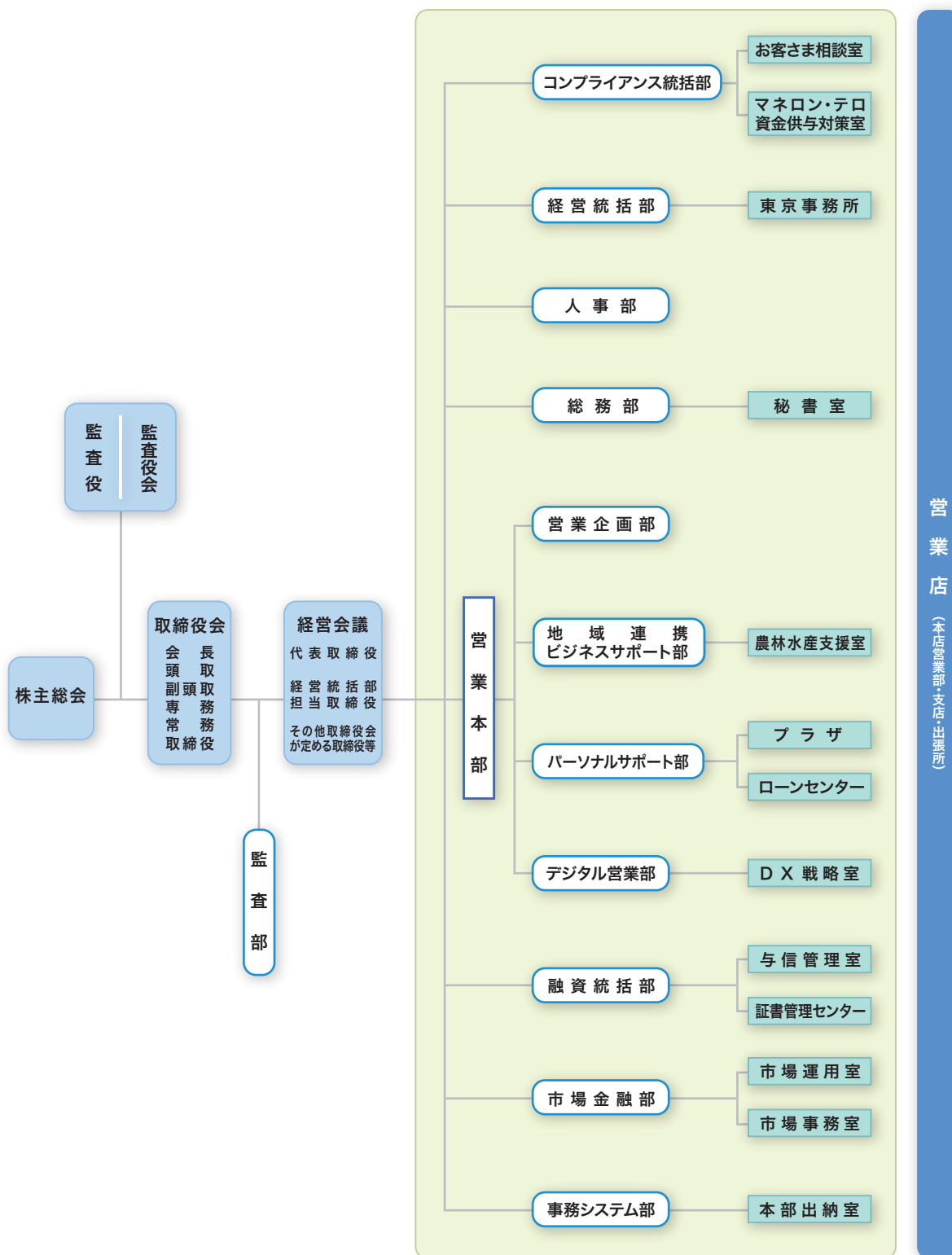
店舗内	60カ所	110台
店舗外	120カ所	125台
合計	180カ所	235台

※移動金融車のATMは上記設置状況に含めておりません。

高知銀行

組織図

2022年6月30日現在



取締役会長
(代表取締役) 森 下 勝 彦取締役頭取
(代表取締役) 海 治 勝 彦

役員

2022年6月30日現在

取締役会長	森 下 勝 彦	(代表取締役)
取締役頭取	海 治 勝 彦	(代表取締役)
常務取締役	三 宮 昌 子	
常務取締役	成 瀬 洋	
常務取締役	田 村 忍	
常務取締役	吉 村 卓 浩	(営業本部長 兼営業企画部長)

取締役	北 川 展 子	(非常勤)
取締役	井 奥 和 男	(非常勤)
取締役	近 谷 逸 郎	(非常勤)
常勤監査役	山 田 浩	
常勤監査役	吉 田 剛	
監査役	清 藤 智 彦	(非常勤)

- (注) 1. 取締役北川展子、井奥和男及び近谷逸郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役山田浩及び清藤智彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役北川展子は、婚姻により、戸籍の氏を永房姓へ変更いたしました。旧姓の北川にて弁護士業務を行っております。

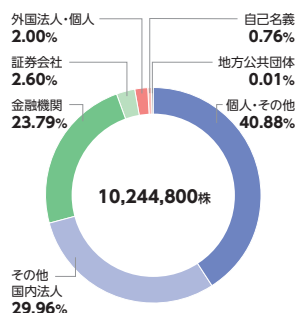
株式の状況

2022年3月31日現在

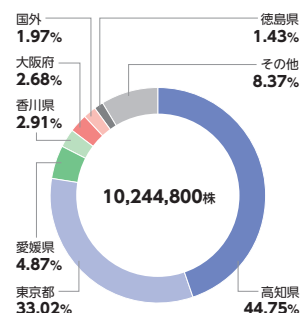
普通株式	
発行可能株式総数	40,900,000株
発行済株式の総数	10,244,800株
株主数	5,672名
上場証券取引所	※ 東京証券取引所市場第一部
証券コード	8416
第1種優先株式	
発行可能株式総数	40,900,000株
発行済株式の総数	7,500,000株
株主数	1名

※2022年4月4日に東京証券取引所スタンダード市場へ移行

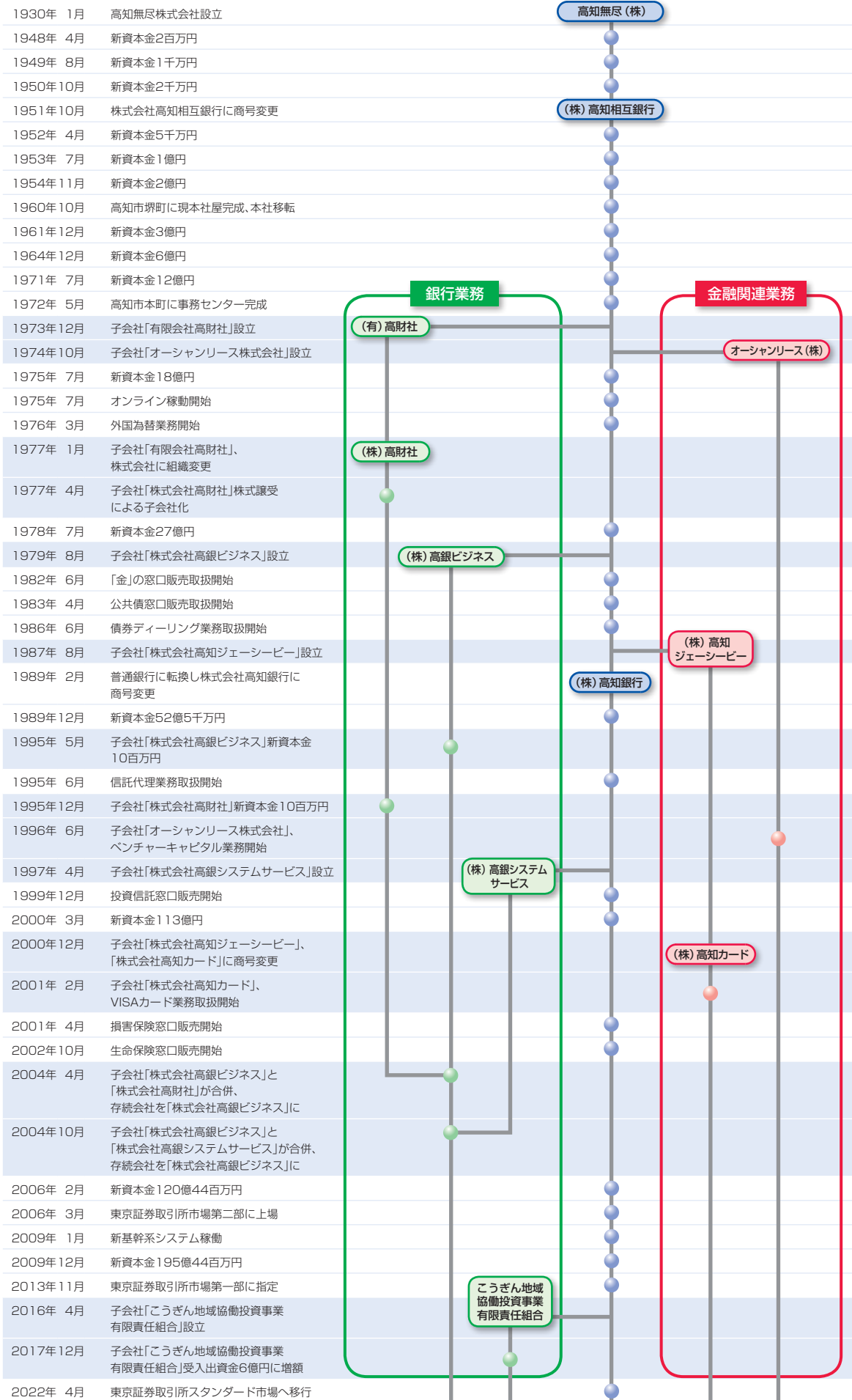
株式所有者別分布(普通株式)



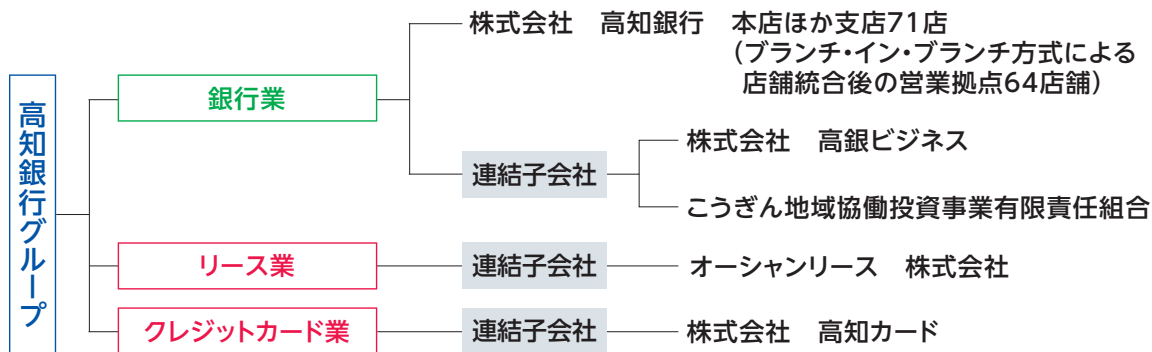
株式地域別分布(普通株式)



沿革



高知銀行グループは、当行および連結子会社4社で構成され、銀行業務のほか、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。



組織の概要

連結子会社の概要

銀行業

株式会社 高銀ビジネス

住 所：高知市本町三丁目3番4号

資本金：1,000万円

設 立：1979年（昭和54年）8月22日

業 務：現金精査管理、用度品の調達・販売・管理、機械建物の保守警備、清掃管理業務、文書等集配、現金自動設備の保守運行管理業務

こうぎん地域協働投資事業有限責任組合

住 所：高知市はりまや町一丁目5番28号

受入出資金：6億円

設 立：2016年（平成28年）4月1日

業 務：投資業務

リース業

オーシャンリース 株式会社

住 所：高知市知寄町一丁目4番30号

YKSちよりビル3F

資本金：2,000万円

設 立：1974年（昭和49年）10月1日

業 務：リース業務等

<https://www.ocean-lease.jp/>

クレジットカード業

株式会社 高知カード

住 所：高知市知寄町一丁目4番30号

YKSちよりビル2F

資本金：2,000万円

設 立：1987年（昭和62年）8月18日

業 務：クレジットカード業務（JCB、VISA、Master）

<http://www.kochicard.co.jp/>

ホームページからの情報発信

こうぎんではお客さまに安心してお取引いただけるよう、ホームページで経営情報の開示や商品のご紹介、営業のご案内等、各種の情報をタイムリーに発信しております。さらに、ローンのインターネットお申し込みやインターネット投資信託、外為Webサービス等もご利用いただけます。

<https://www.kochi-bank.co.jp/>





■ 発行：2022年7月
株式会社高知銀行 経営統括部
〒780-0834 高知市堺町2番24号
TEL.088-822-9311 (代表)

<https://www.kochi-bank.co.jp/>

本誌は、銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。